

≡ 講 演 ≡

— 中央情勢報告 —

障害者福祉に関する3年後の見直しについて

講 師

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課長 朝川知昭氏

障害保健福祉施策の動向

平成28年9月

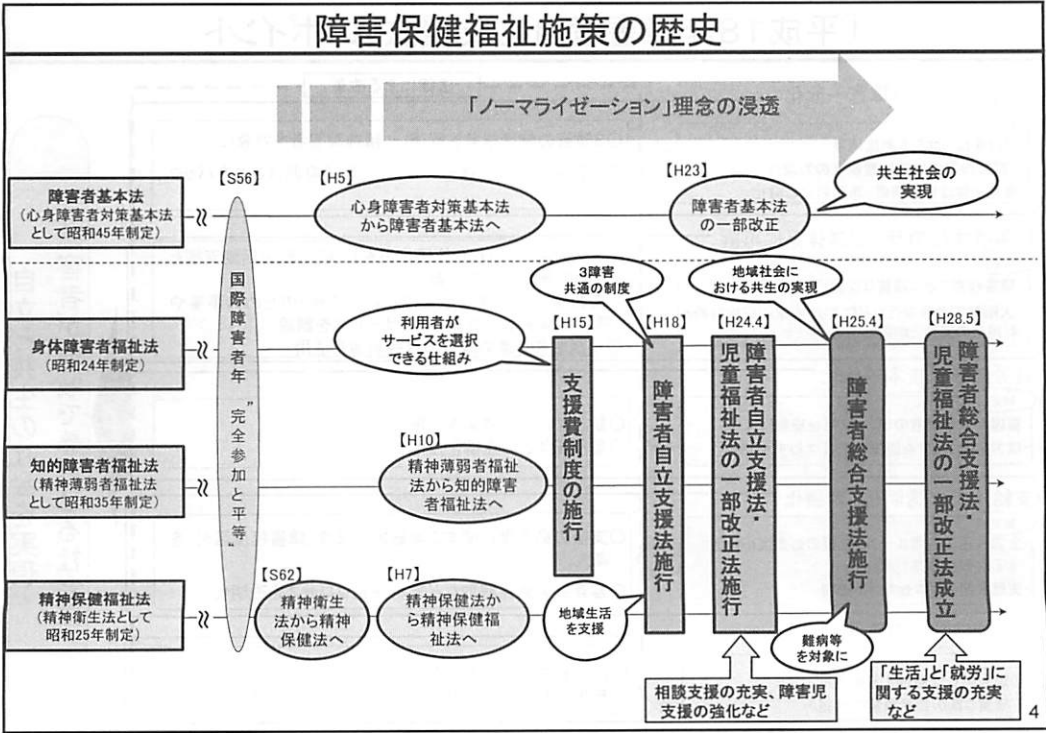
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

企画課長 朝川知昭

目 次

I	障害福祉施策のこれまでの経緯について	3
II	障害者差別解消法について	13
III	福祉・介護職員の処遇改善について	20
IV	一億総活躍社会の実現に向けたロードマップについて	26
V	障害者総合支援法施行3年後の見直し等について	31
VI	障害者総合支援法について	47
VII	地域での生活支援について	49
VIII	相談支援について	61
IX	就労支援について	66
X	障害者虐待防止対策等について	74
XI	障害児支援について	78
XII	その他	80

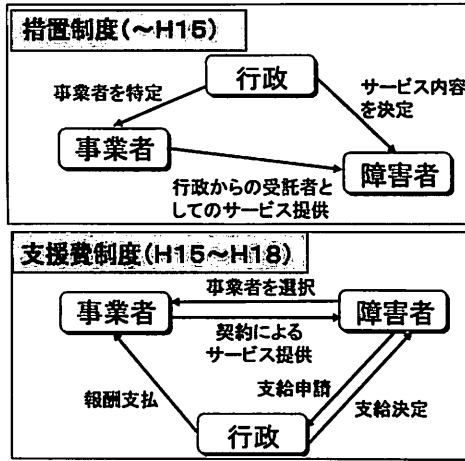
I 障害福祉施策のこれまでの経緯について



措置制度から支援費制度へ(H15)

支援費制度の意義

- 多様化・増大化する障害福祉ニーズへの対応
- 利用者の立場に立った制度構築



<措置制度>

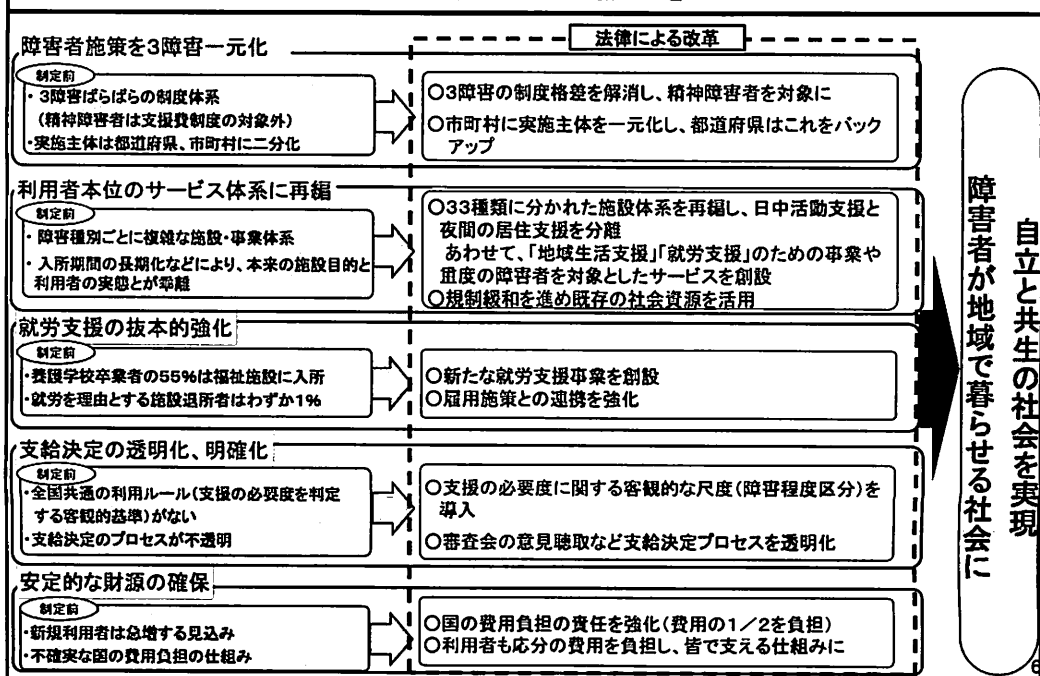
- 行政がサービス内容を決定
- 行政が事業者を特定
- 事業者が行政からの受託者としてサービス提供

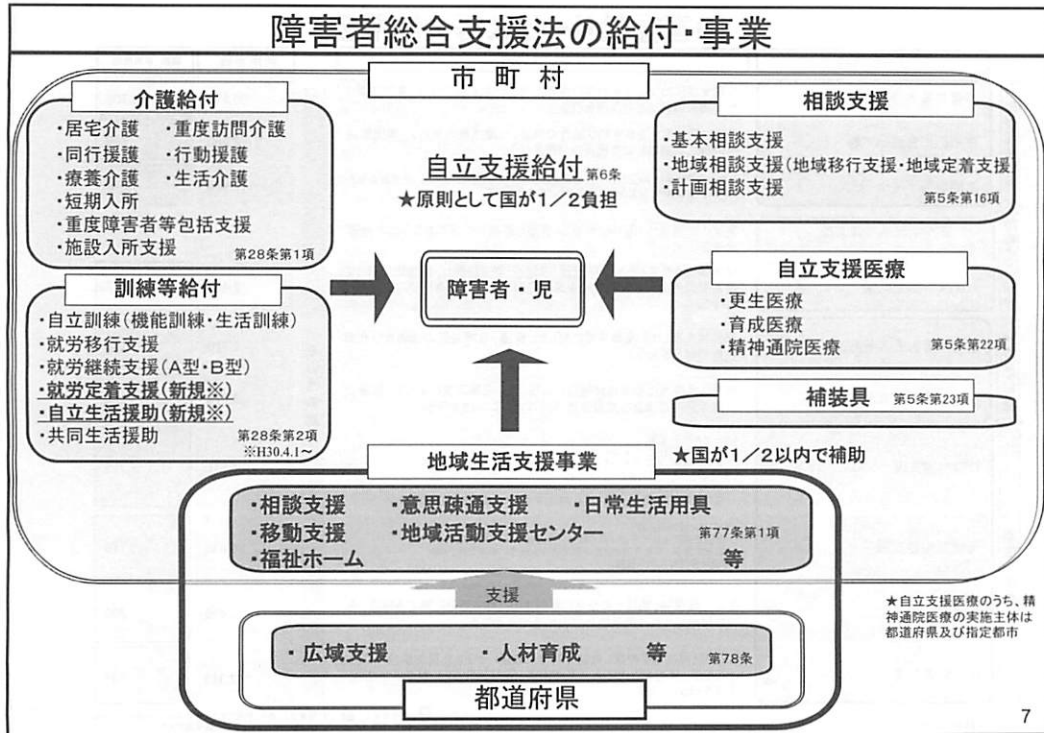
<支援費制度>

- 障害者の自己決定を尊重 (サービス利用意向)
- 事業者と利用者が対等
- 契約によるサービス利用

5

「平成18年障害者自立支援法」のポイント





障害福祉サービス等の体系¹

サービス名	サービス内容	利用者数	施設・事業所数
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	161,783	19,245
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入浴時の支援(新規※)等を総合的に行う	10,207	6,878
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	23,691	6,004
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	9,058	1,499
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	30	9
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	44,943	4,176
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う	19,672	243
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	285,244	9,197
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	131,679	2,617
自立生活援助(新規※)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う	100,787	6,911
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う	2,330	188
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	11,915	1,199
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	30,580	3,127
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	55,279	3,086
就労継続支援(A型=雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	206,965	9,866
就労継続支援(B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う		
就労定着支援(新規※)	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う		

8

(注) 表中の①は「障害者」、②は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。
① 利用者数及び施設・事業所数は平成27年12月サービス提供状況の調査データ。

※H30.4.1～

障害福祉サービス等の体系2

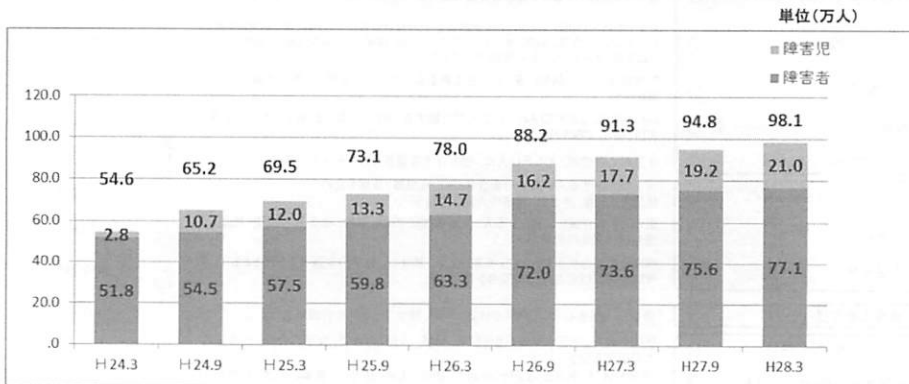
	サービス名	サービス内容	利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。	80,173	3,709
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。	2,560	100
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	116,954	7,378
障害児訪問系	居宅訪問型児童発達支援(新規※)	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う。		
	保育所等訪問支援	保育所、乳児院・児童養護施設(新規※)等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。	2,400	422
障害児入所系	福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。	1,720	192
	医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。	2,078	185
相談支援系	計画相談支援	【サービス利用支援】 ・サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続サービス利用支援】 ・サービス等の利用状況等の検証(モニタリング) ・事業者等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	108,810	6,713
	障害児相談支援	【障害児支援利用奨励】 ・障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用奨励】	26,838	3,110
	地域移行支援	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う。	496	290
	地域定着支援	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業者等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う。	2,313	434
	その他の給付		1,720	192

※H30.4.1～

(注)1. 表中の「①」は「障害児」、「②」は「障害者」であり、利用できるサービスにマークを付している。
2. 利用者数及び施設・事業所数は平成27年12月サービス提供分の確保データ。

9

利用者数の推移(6ヶ月毎の利用者数推移)(障害福祉サービスと障害児サービス)



○平成27年3月→平成28年3月の伸び率(年率)…… 7.5%

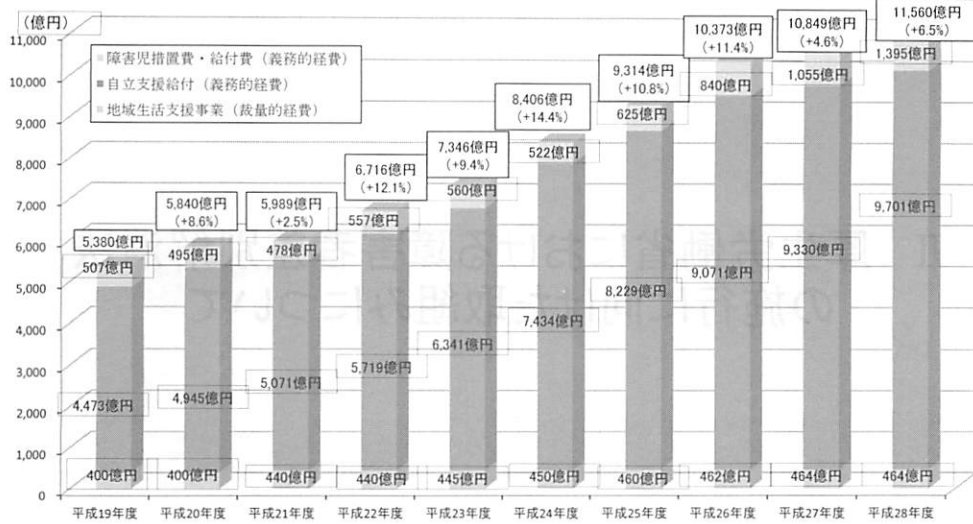
このうち 身体障害者の伸び率…… 2.4% 知的障害者の伸び率…… 3.7% 精神障害者の伸び率…… 10.4% 障害児の伸び率…… 23.0%	身体障害者…… 21.0万人 知的障害者…… 36.4万人 精神障害者…… 18.0万人 難病等対象者…… 0.2万人 (1,719人) 障害児…… 22.6万人
---	---

(28年3月の利用者数)

10

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は10年間で2倍以上に増加している。



(注1) 平成18年度については、自立支援法施行前の支援費、自立支援法施行後の自立支援給付、地域生活支援事業等を積み上げた予算額である。(自立支援法は平成18年4月一部施行、同年10月完全施行)
 (注2) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。
 (注3) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

11

平成28年度障害保健福祉関係予算の概要（復興特会含む）

(27年度予算額) 1兆5,495億円 (【一般会計】1兆5,469億円、【復興特会】26億円) → (28年度予算額) 1兆6,375億円 (【一般会計】1兆6,344億円、【復興特会】30億円)
 (対前年度 +880億円、+5.7%)

経費種別	義務的経費(年金・医療等)	義務的経費(年金・医療等以外)	裁量的経費	公共事業関係
	1兆4,731億円 → 1兆5,536億円 【医療以外: 1兆2,088億円 → 1兆2,847億円】 【医療: 2,643億円 → 2,688億円】	102億円 → 103億円	620億円 → 644億円 【一般会計】600億円 → 627億円 【復興特会】20億円 → 17億円	42億円 → 93億円 【一般会計】36億円 → 79億円 【復興特会】6億円 → 14億円
対前年度	+805億円(+5.5%) 【うち医療以外: +760億円(+6.3%)】 【うち医療: +45億円(+1.7%)】	+0.7億円(+0.7%)	【一般会計】+26億円(+4.4%) 【復興特会】▲3億円(▲15.4%)	【一般会計】+44億円(+122.6%) 【復興特会】+7.2億円(+14.5%)
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自立支援給付(福祉サービス) 9,701億円(+371億円) ■ 障害児施設措置費・給付費(福祉分) 1,395億円(+340億円) ■ 自立支援医療(公費負担医療) 2,301億円(+66億円) ■ 特別児童扶養手当等 1,603億円(+46億円) ■ 医療観察法実施費(医療費) 173億円(▲3億円) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国立更生保護機関 66億円(▲1.7億円) ■ 医療観察法指定入院医療機関運営費負担金 5.3億円(▲0.2億円) ■ 医療観察法指定入院医療機関設備整備費負担金 0.3億円(±0億円) ■ 身体障害者保護費負担金 17.8億円(+2.3億円) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域生活支援事業 464億円(±0億円) ■ 障害者自立支援機器等開発促進事業(一部新規) 1.6億円(+0.6億円) ■ 農福連携による障害者の就業促進(新規) 1.1億円 ■ 「地域自殺対策推進センター(仮称)運営事業費」(一部新規) 1.6億円(+1億円) ■ 精神科救急医療体制整備事業費(拡充) 14億円(+0.8億円) ※内閣府からの地域自殺対策強化交付金等の移し替え 26億円 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会福祉施設等施設整備費(拡充) 70億円(+44億円) ■ 医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金 5.5億円(▲0.2億円) ■ 国立更生保護機関施設整備費 4億円(+0.2億円) ■ 社会福祉施設等災害復旧費補助金【復興特会】 13.5億円(+7.2億円)

12

Ⅱ 厚生労働省における障害者差別解消法の施行に向けた取組みについて

13

■ 障害者差別解消法関係の経緯

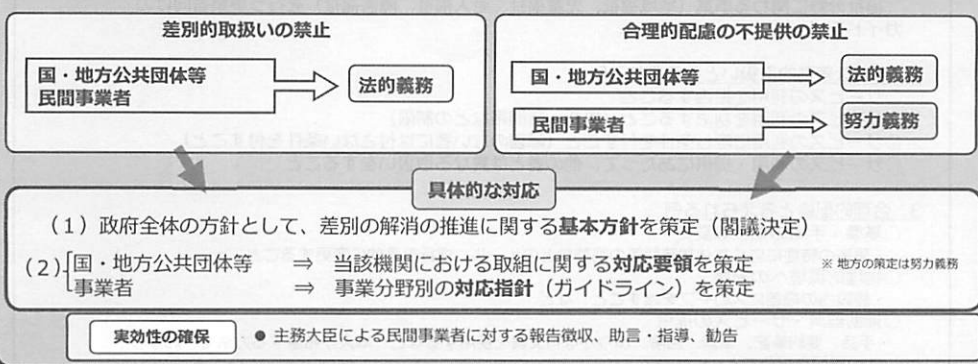
平成16年	6月 4日	障害者基本法改正（議員立法） ※ 施策の基本的理念として差別の禁止を規定
平成18年	12月 13日	第61回国連総会において障害者権利条約を採択
平成19年	9月 28日	日本による障害者権利条約への署名
平成23年	8月 5日	障害者基本法改正 ※ 障害者権利条約の考え方を踏まえ、合理的配慮の概念を規定
平成25年	6月 26日	障害者差別解消法 公布・一部施行
平成26年	1月 20日	障害者の権利に関する条約締結
平成27年	2月 24日	障害者差別解消法「基本方針」閣議決定
平成28年	4月 1日	障害者差別解消法施行

14

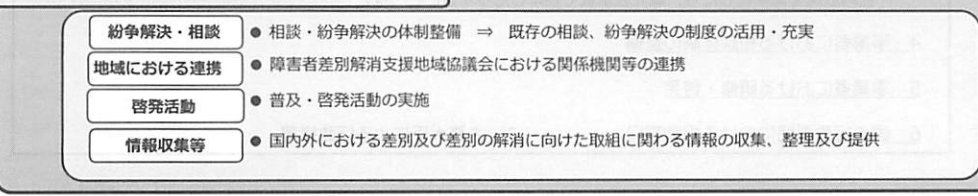
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

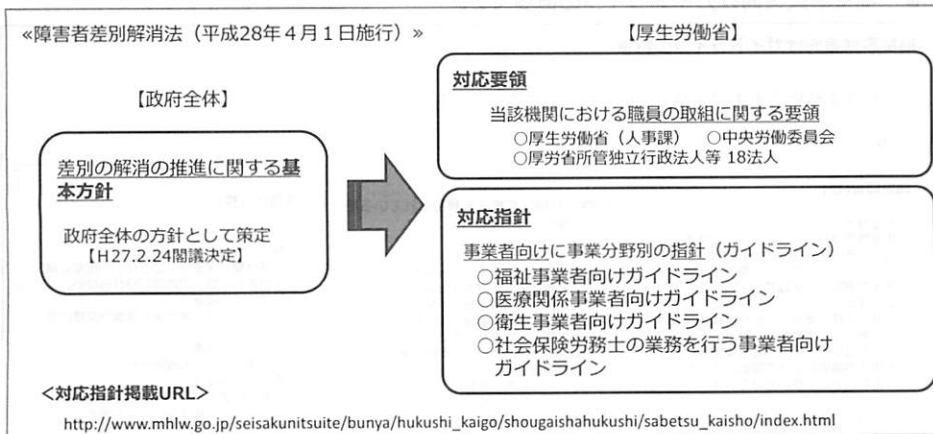
I. 差別を解消するための措置



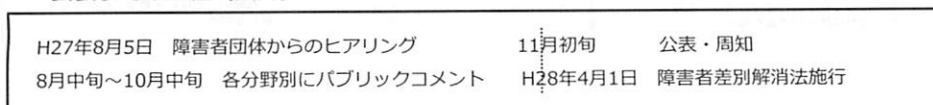
II. 差別を解消するための支援措置



■ 対応要領・対応指針の策定



■ 公表までの工程（指針）



■ 福祉事業者向けガイドラインの概要<1>

※他分野のガイドラインも
ほぼ同内容

- 1 趣旨
福祉分野に関わる事業（地域福祉、児童福祉、老人福祉、障害福祉）を行う事業者向けのガイドライン
- 2 不当な差別的取扱いと考えられる例
 - サービスの利用を拒否すること
 - サービスの利用を制限すること（場所・時間帯などの制限）
 - サービスの利用に際し条件を付すこと（障害のない者には付さない条件を付すこと）
 - サービスの利用・提供にあたって、他の者とは異なる取扱いをすること
- 3 合理的配慮と考えられる例
 - 基準・手順の柔軟な変更
 - ・障害の特性に応じた休憩時間等の調整などのルール、慣行を柔軟に変更すること
 - 物理的環境への配慮
 - ・施設内の段差にスロープを設けること など
 - 補助器具・サービスの提供
 - ・手話、要約筆記、筆談、図解、ふりがな付文書を使用するなど、本人が希望する方法で、わかりやすい説明を行うこと
 - ・パニック等を起こした際に静かに休憩できる場所を設けること
 - ・館内放送を文字化したり、電光掲示板で表示したりすること など
- 4 事業者における相談体制の整備
- 5 事業者における研修・啓発
- 6 国の行政機関における相談窓口
- 7 主務大臣による行政措置

■ 福祉事業者向けガイドラインの概要<2>

福祉事業者向けガイドラインの特色

(1) 障害種別ごとの障害特性に応じた対応について記載

<例>

<p>聴覚障害(抄)</p> <p>【主な特性】 ・聴覚障害は外見上わかりにくい障害であり、その人が抱えている困難も他の人からは気づかれにくい側面がある ・聴覚障害者は補聴器や人工耳を装着するほか、コミュニケーション方法には、手話、筆談、口話など様々な方法があるが、どれか一つで十分ということではなく、多くの聴覚障害者は話す相手や場面によって複数の手段を組み合わせるなど使い分けしている</p> <p>【主な対応】 ・手話や文字表示、手話通訳や要約筆記者の配置など、目で見てわかる情報を提示したりコミュニケーションをとる配慮 ・音声だけで話すことは極力避け、視覚的なより具体的な情報も併用 ・スマートフォンなどのアプリに音声や文字に変換できるものがあり、これらを使用すると筆談を補うことができる</p>	<p>肢体不自由(車椅子を利用されている場合)(抄)</p> <p>【主な特性】 ・荷越設備(対麻痺又は四肢麻痺、排泄障害、知覚障害、体位調節障害など) ・脳性麻痺(不随意運動、手足の麻痺、自閉障害、知的障害併存の場合もある) ・脳血管障害(片麻痺、運動失調) ・病气等による筋力低下や関節痠痛などで歩行が困難な場合もある ・ベッドへの移乗、着替え、洗面、トイレ、入浴など、日常の様々な場面で援助が必要な人の割合が高い</p> <p>【主な対応】 ・段差をなくす、車椅子移動時の幅・走行面の料置、車椅子用トイレ、施設内のドアを引き戸や自動ドアにするなどの配慮 ・乳アプローチャ時に車椅子が入れる高さや作業を容易にする手の届く範囲の考慮 ・目標をあわせて会話する</p>	<p>失語症(抄)</p> <p>【主な特性】 ・聞くことの障害 音は聞こえるが「ことば」の理解に障害があり「話」の内容が分からない。 ・話すことの障害 伝えたいことをうまく言葉や文章にできない。 ・読むことの障害 文字を読んでも理解が難しい ・書くことの障害 書き間違いが多い、また「てにをは」などをうまく使えない、文を書くことが難しい</p> <p>【主な対応】 ・表情がわかるよう、顔を見ながら、ゆっくりと短くことばや文章で、わかりやすく話しかける ・「はい」「いいえ」で答えられるように問いかけると理解しやすい</p>
--	---	--

■ 福祉事業者向けガイドラインの概要 <3>

福祉事業者向けガイドラインの特色

(2) 障害特性に応じた具体的な対応例(コラム)を記載 ~抄~

アンケートも多様な方法で(視覚障害)

アンケートを取る際に、印刷物だけを配布していました。すると、視覚障害の方から、電子データでほしいと要望がありました。電子データであればパソコンの読み上げソフトを利用して回答できるからとのことでした。
紙媒体という画一的な方法ではなく、テキストデータでアンケートを送信し、メールで回答を受け取るという方法をとることで、視覚障害の方にもアンケートに答えてもらえるようになりました。

作業能力を発揮するための工夫(知的障害)

Aさんは、作業能力はあるけれど、不安が強くなると本来の作業能力が発揮できなくなってしまいます。Aさんの担当は清掃作業。1フロアーを一人で担当するように任されていたが、広い範囲を一人で任せられることに不安を感じ、本来の作業能力を発揮できずミスが増えていました。
作業量は変えずに2フロアーを2人で担当する様にしたところ、Aさんの不安が減少し、本来の能力を発揮できるようになり、ミスも減りました。

段物の段差が障壁に(肢体不自由)

車椅子を使用している身体障害者(1級)Aさんが、外出中、建物に入ろうとすると大きな段差があり立ち往生してしまいました。
スタッフに協力をお願いしてみると、段差を車椅子で乗り越える手伝いを申し出てくれました。介助のお陰で、無事に建物に入ることができました。

個別の対応で理解が容易に(発達障害)

発達障害のBさんは、利用者全体に向けた説明を聞いても、理解できないことがしばしばある方です。そのため、ルールや変更事項が伝わらないことでトラブルになってしまうことも多々ありました。
そこで、Bさんには、全体での説明の他に個別に時間を取り、正面に座り文字やイラストにして直接伝えるようにしたら、様々な説明が理解できるようになり、トラブルが減るようになりました。

(3) 関連情報をコラムで紹介

- 障害者虐待防止法 ○発達障害者支援法 ○身体障害者補助犬 ○障害者に関するマーク
○児童虐待防止法 ○高齢者虐待防止法 等

Ⅲ 福祉・介護職員の処遇改善について

福祉・介護職員の処遇改善についてのこれまでの取組

- ① **平成21年4月：障害福祉サービス等報酬改定 改定率+5.1%**
⇒ 福祉・介護従事者の人材確保・処遇改善等を図る。
- ② **平成21年10月～平成24年3月：福祉・介護職員処遇改善交付金（補正予算）**
⇒ 平成21年度補正予算（平成21年4月の経済危機対策）において、福祉・介護職員の処遇改善等の支援（賃金月額+1.5万円相当分）を行うための措置を講じた。
- ③ **平成24年4月：障害福祉サービス等報酬改定 改定率+2.0%**
⇒ 「福祉・介護職員処遇改善加算」の創設により、処遇改善交付金による処遇改善を継続。
併せて、交付金の申請率が低いこと等を踏まえ、算定要件を緩和した「福祉・介護職員処遇改善特別加算」を創設。
- ④ **平成27年4月：障害福祉サービス等報酬改定 改定率±0%**
⇒ 福祉・介護職員処遇改善加算について、現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる上乗せ評価（賃金月額+1.2万円相当分）を行うための区分を創設。

21

障害福祉サービスにおける福祉・介護職員の処遇改善の取組 （福祉・介護職員処遇改善加算の拡充）

- 平成24年度の改定で導入した福祉・介護職員処遇改善加算^(※)を維持しつつ、「資質向上の取組」、「雇用管理の改善」、「労働環境・処遇の改善の取組」を更に進める事業所を対象として、平成27年4月から新たな上乗せ評価を行っている。

新たな上乗せ加算の要件として、①及び②に適合することを求める。

- ① 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること

【平成27年度から】
（福祉・介護職員1人当たり月額1万2千円相当）

【これまでの加算（平成27年度以降も維持）】
（福祉・介護職員1人当たり月額1万5千円相当）

加算の要件としては、
①又は②のいずれかを満たせば、
原則として、加算を取得可能。

※ 障害福祉サービス事業者は、加算として得た額以上の賃金改善を実施することが求められる。

22

福祉・介護職員処遇改善加算の請求状況

	平成27年3月サービス提供分	平成27年4月サービス提供分	平成27年5月サービス提供分	平成27年6月サービス提供分	平成27年7月サービス提供分	平成27年8月サービス提供分	平成27年9月サービス提供分	平成27年10月サービス提供分	平成27年11月サービス提供分	平成27年12月サービス提供分	平成28年1月サービス提供分	平成28年2月サービス提供分	平成28年3月サービス提供分
処遇改善加算(I) (12,000円+15,000円)	—	50.6%	51.4%	52.0%	52.5%	52.8%	53.0%	53.0%	53.1%	53.3%	53.4%	53.4%	53.3%
処遇改善加算(II) (15,000円)	69.4%	21.9%	20.7%	20.3%	20.0%	19.8%	19.7%	19.5%	19.3%	19.2%	19.1%	19.0%	18.9%
処遇改善加算(III) (Ⅱ×0.9)	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
処遇改善加算(IV) (Ⅱ×0.8)	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%
合計	71.2%	74.3%	73.8%	73.9%	74.1%	74.3%	74.3%	74.2%	74.1%	74.1%	74.1%	74.0%	73.8%

※太枠は障害福祉サービス等報酬改定後
※国保連データより算出

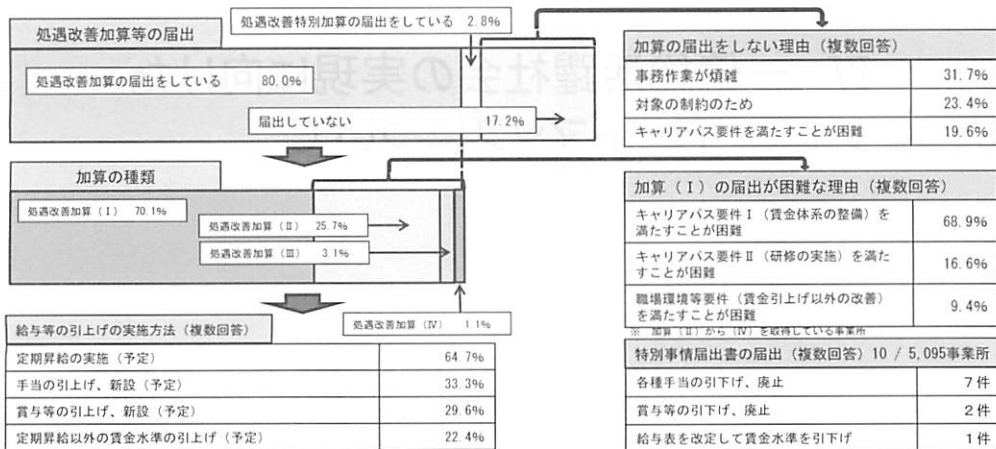
23

平成27年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査の結果のポイント

○ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を取得した施設・事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、平成26年と平成27年を比較すると、15,170円の増となっている。

福祉・介護職員の平均給与額（常勤の者）	平成27年9月	平成26年9月	差 額
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の届出をした施設・事業所	305,491円	290,321円	15,170円
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）の届出をした施設・事業所	303,708円	289,411円	14,297円

※1 福祉・介護職員は、ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員
 ※2 調査対象となった施設・事業所に平成26年と平成27年ともに在籍している者の平均給与額を比較している
 ※3 平均給与額は、基本給（月額）+手当十一時金（4～9月支給金額の1/6）



※ 給与等の上げの実施方法は、調査対象となった施設・事業所に在籍している障害福祉サービス等従事者（福祉・介護職員に限定していない）全体の状況

24

ニッポン一億総活躍プラン（工程表抜粋） （平成28年6月2日閣議決定）

<p>【国民生活における課題】 人材確保が困難な理由の一つとして、介護人材の賃金が他の対人サービス産業と比較し賃金が低いことが考えられる。また勤続年数も短くなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員：賃金262.3千円（賞与込み）、勤続年数6.1年 ・ 対人サービス産業：賃金273.6千円（賞与込み）、勤続年数7.9年 	<p>【具体的な施策】 （介護人材の処遇改善）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護人材の処遇については、競合他産業との賃金差がなくなるよう、2017年度からキャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の処遇改善を行う。この際、介護保険制度の下で対応することを基本に、予算編成過程で検討する。 ・ 障害福祉人材の処遇についても、介護人材と同様の考え方に立って予算編成過程で検討する。
---	---

安倍総理発言（平成28年6月1日）抜粋
 保育士、介護職員等の処遇改善など、一億総活躍プランに関する施策については、アベノミクスの果実の活用も含め、財源を確保して、優先して実施していく考えであります。

年度 施策	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度以降	指標
介護人材の 処遇改善	月額平均 1.2万円 相当の処 遇改善加 算の拡充 を実施		競合他産業との賃金差が なくなるよう、キャリア アップの仕組みを構築 し、月額平均1万円相当 の改善を行う。			介護報酬等の改 定に合わせて、 必要に応じて処 遇を改善			介護報酬等の改 定に合わせて、 必要に応じて処 遇を改善			2020年代 初頭まで に 介護人材 と競合他 産業との 賃金差： 解消	

Ⅳ 一億総活躍社会の実現に向けた ロードマップについて

介護離職 ゼロの実現		安心した生活（障害者、難病患者、がん患者等が自立し、社会参加しやすい環境づくり） ⑧ 障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援（その1）													
<p>【国民生活における課題】</p> <p>障害者、難病患者、がん患者等が、希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて活躍できる環境を整備する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業等での雇用者数：41万7千人（50人以上規模における実人員、2015年6月1日現在） 民間企業における実雇用率：1.83%（2015年6月1日現在） 就労移行支援又は就労継続支援の利用から一般就労へ移行する障害者の割合：4.7% ※就労移行支援からの移行率は25.8%（2014年度現在） 		<p>【今後の対応の方向性】</p> <p>障害者、難病患者、がん患者等も、それぞれの希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる社会を目指し、就労支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援等を進め、社会参加や自立を促進していく。あわせて、こうした支援を担う専門人材の養成を進める。</p> <p>【具体的な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法定雇用率の見直し（2018年度、2023年度）を行うとともに、精神障害者等の職場定着の支援のため、障害者就業・生活支援センターによる支援の強化や精神科医療機関とハローワークとの連携強化、ジョブコーチの養成・研修の推進、職場における精神・発達障害者を支援する環境づくり等に取り組み。また、障害特性を踏まえた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置を講じる中小企業をはじめとする事業主への支援の充実や、テレワークによる在宅雇用の推進などICTを活用した雇用支援等を進める。 障害者総合支援法において、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）を、就労定着の充実を図る。 就労移行支援や就労継続支援について、一般就労に向けた支援や工賃等を踏まえた評価（報酬改定）を実施する等、障害者や難病患者の工賃・賃金向上や一般就労への移行の促進を図る。 精神障害者等の職業訓練を支援するため、職業訓練校に精神保健福祉士を配置してそのサポートを受けながら職業訓練を受講できるようにするなど受入体制を強化する。 													
施策	年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降	目標	
障害者の就労支援等の推進	障害者の就業率の向上		新たな法定雇用率の検討		新たな法定雇用率（経過措置期間）									障害者の就業率2.0%（2020年）を達成	
	障害者福祉計画に沿った取組の推進			障害者基本計画の見直し	障害者総合支援法の改正や報酬改定（3年ごと）を通じ、一般就労への移行や就労定着を促進するとともに、地域生活を支えるための取組を推進	報酬改定	報酬改定	報酬改定	報酬改定	報酬改定	報酬改定	報酬改定	報酬改定	障害福祉サービスの利用率の一般就労への移行率：2017年度末までに2011年度実績の1.5倍以上	
			各都道府県で農福連携を推進		オリパラとあわせてマルシェ開催			農福連携の更なる推進						高校で職業訓練が認められる者の実施割合：100%（2023年度）	

27

介護離職 ゼロの実現		安心した生活（障害者、難病患者、がん患者等が自立し、社会参加しやすい環境づくり） ⑧ 障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援（その2）													
<p>【国民生活における課題】</p> <p>障害者、難病患者、がん患者等が、希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて活躍できる環境を整備する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業等での雇用者数：41万7千人（50人以上規模における実人員、2015年6月1日現在） 民間企業における実雇用率：1.83%（2015年6月1日現在） 就労移行支援又は就労継続支援の利用から一般就労へ移行する障害者の割合：4.7% ※就労移行支援からの移行率は25.8%（2014年度現在） 		<p>【具体的な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業分野での障害者の就労を支援し、障害者にとっての職域や収入拡大を図るとともに、農業にとつての担い手不足解消につながる農福連携を推進する等、障害者や難病患者が地域の担い手として活躍する取組を推進する。 障害者や難病患者が安心して生活できる環境を整備するため、グループホームや就労支援事業所等のサービス基盤の整備を推進する。 精神障害者が地域で自立して活躍できるよう、居住の場の確保を含め、保健医療福祉の一体的な取組を強化することにより、入院から地域生活への移行を推進する。 アルコール・薬物等による依存症について、依存症者が地域において必要な治療・回復プログラムや相談支援を受けられる環境を整備を推進する。 受刑者等に対する教育・職業訓練の充実とこれを支える矯正施設の環境整備、刑務所出所後の受け皿となる保護観察所、更生保護施設の充実や障害福祉サービス等の活用を通じて、刑務所出所者等に対する生活の支援や就労・自立の促進を図る。 難病患者やがん患者等の希望や治療状況、疾病の特性等を踏まえた就労支援を実施するため、がん診療連携拠点病院、難病相談支援センター、産業保健総合支援センター、ハローワーク等が連携を強化する。 難病患者やがん患者等が治療と職業生活を両立できる環境を整備するため、両立支援ガイドラインなどを作成・周知するとともに、難病患者やがん患者等の両立支援に取り組む企業に対する研修等の支援を行う。また、難病患者の雇用管理に資するマニュアルを改訂し、これを活用することや、企業において実際に行われている雇用管理上の配慮事例などを全国から収集し、ホームページを通じて周知することなどにより、難病患者の雇用について企業等への支援を推進する。 ハローワークの専門相談員が、がん診療連携拠点病院と連携して実施するがん患者等に対する就労支援について、治療と両立できる求人の確保等を推進するとともに、拠点数の拡充を図る。 慢性疼痛の調査・研究を充実する等、慢性疼痛対策に取り組む。 													
施策	年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降	目標	
難病患者の就労支援等	両立支援ガイドライン				雇用管理マニュアルの作成及び改訂・雇用事例の収集・周知・活用による企業における取組の促進									障害者の就業率2.1%（2020年）を達成	
	各都道府県において難病患者の中心となる医療機関を整備				ガイドライン、マニュアルを活用して、難病患者の中心となる医療機関、難病相談支援センター、ハローワーク及び産業保健総合支援センターの連携により、難病患者の就労を促進し、治療との両立支援を強化									障害福祉サービスの利用率の一般就労への移行率：2017年度末までに2011年度実績の2.5倍以上	
がん患者の就労支援等	がん対策加速化プラン等に基づく支援の推進（①就労支援を推進した。②がん診療連携拠点病院での相談支援。③ハローワークと拠点病院が連携した就労支援の企画調整。④事業等における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの作成・周知及び活用。⑤仕事と治療を両立なく両立できるような、支援策（治療に伴う副作用等に対する予防とケア）の開発・普及）													高校で職業訓練が認められる者の実施割合：100%（2023年度）	
					第3期がん対策推進基本計画（2017年6月に策定予定）を踏まえ、就労支援を含めたがん対策を総合かつ計画的に推進										

28

介護職 ゼロの実現		安心した生活（障害者、難病患者、がん患者等が自立し、社会参加しやすい環境づくり）											
【国民生活における課題】		⑧ 障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援（その3）											
<p>障害者、難病患者、がん患者等が、希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて活躍できる環境を整備する必要があります。</p> <p>障害のある子ども、障害のない子どもと可能な限り共に学べるようにし、自立や社会参加を果たせるようにしたい。</p> <p>・ 通級指導を受けている児童生徒数はこの10年間で2.3倍に増加し、2015年5月現在約90,000人。高等学校には通級制度はない。</p> <p>・ 通級指導について、小中学校の校長等、コーディネーター、通級担当、学級担任の9割以上が効果があると回答（2013年）</p>		<p>【具体的な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、ユニバーサルデザインの社会づくり（心のバリアフリー、街づくり）を推進する。文化プログラム（beyond 2020プログラム）の一端として、障害者の文化芸術活動を推進すること等を通じ、障害者の自立・社会参加のための支援や障害者に対する理解を促進する。 ・ 特別な支援を要する子供が社会で自立し活躍する力を育むために必要な教育を受けられるようにICTの活用を含めた環境整備を進める。 ・ 小中学校における通級指導を推進するとともに、高等学校においても通級指導を平成30年度から新たに制度化し、小中高等学校合わせて指導内容や指導体制等の環境整備を進める。 ・ 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率については、現在約7割にとどまっていることから、2020年度までにおおむね100%に引き上げる。 ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、特別支援学校等において、障害者が身近で安心・安全にスポーツができる拠点づくりを推進するとともに、多様性が認められる社会づくりの一端として、パラリンピック教育を推進する。 ・ 障害者差別解消法に基づき、障害者差別解消支援地域協議会の設置促進等を進める。 											
年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降	目標
東京大会を契機とした、心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの街づくりの推進		ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議において、「ユニバーサルデザイン2020」を取りまとめ		「ユニバーサルデザイン2020」の発行（取りまとめと並行して実行開始）									障害者の就業率率2.0%（2020年）を達成
障害者の文化芸術活動の振興等		2020年東京オリンピック・パラリンピック文化プログラム（beyond 2020）の文化芸術活動の推進		パラリンピック競技大会の文化プログラム（beyond 2020）と連携した推進			2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、障害者の文化芸術活動のより一層の発展						障害福祉サービスの利用者の一層就業への移行率を2017年度末までに2013年度実績の2倍以上
通級指導		省令改正（2016年度）学習指導要領改訂、指導内容の普及等		高等学校での通級指導開始、指導内容や指導体制等の環境整備推進									
特別支援教育		特別支援学校教員の特別支援引上げ（2014年度：73%→		学校教諭免許状保有率の2020年度：おおむね100%			状況に応じて更なる質の向上方策を検討						高校で通級指導が認められる者の実施割合：100%（2020年度）
障害者の差別解消		障害者差別解消法の		着実な施行	3年経過後見直し検討								

29

介護職 ゼロの実現		安心した生活（地域課題の解決力強化と医療・福祉人材の活用）											
【国民生活における課題】		⑨ 地域共生社会の実現											
<p>高齢、障害、児童等の対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、複合化するニーズへの対応を強化することが必要。</p> <p>医療・福祉人材の確保に向けて、新たな資格者の養成のみならず、潜在有資格者の人材活用が必要。また、これにより、他の高付加価値産業における人材確保を同時に達成することが必要。</p> <p>・ 有資格者のうち資格に係る専門分野で就業していない者の割合： 保育士 約6割（2015年度・推計） 介護福祉士 約4割（2013年度・推計）</p>		<p>【今後の対応の方向性】</p> <p>支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、相互に役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会の実現を目指す。あわせて、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。また、支援の対象者ごとに識別となっている福祉サービスの相互利用等を進めるとともに、一人の人材が複数の専門資格を取得しやすいようにする。</p> <p>【具体的な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行うNPOなどが中心となって、小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。その際、社会福祉法人の地域における公益的な活動との連携も図る。 ・ 多様な活躍、就労の場づくりを推進するため、公共的な地域活動やソーシャルビジネスなどの環境整備を進める。 ・ 共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、寄附文化の醸成に向けた取組を推進する。 ・ 高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、設置基準、人員配置基準の見直しや報酬体系の見直しを検討し、高齢者、障害者、児童等が相互に又は一体的に利用しやすくなるようにする。 ・ 育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める。市町村における総合的な相談支援体制作りを進め、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。 ・ 医療、介護、福祉の専門資格について、複合資格に共通の基礎課程を設け、一人の人材が複数の資格を取得しやすいようにすることを検討する。 ・ 医療、福祉の業務種別資格の業務範囲について、現場で効率的、効果的なサービス提供が進むよう、見直しを行う。 											
年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降	目標
地域課題の解決力強化/福祉サービスの一体的提供/総合的な相談支援体制づくり		設備・人員基準や報酬体系の見直しを検討		検討結果を踏まえた対応を実施									2020年～2025年を目途に：地域課題の解決力を強化する体制 全国展開 総合的な相談支援体制 全国展開
医療、介護、福祉の専門資格における共通の基礎課程の検討/業務種別資格の対応関係の見直し		有資格者の研修内容に関する研究/介護福祉士と保育士等に関する共通の基礎課程の検討/業務種別資格の対応関係の見直し		新たな共通の基礎課程の具体案について検討・協議									2021年度：新たな共通の基礎課程の実施
		資格取得による雇用の拡大について、検討すること検討・協議。可成りな資格から雇用の拡大を推進		単位認定拡大について、資格ごとに検討・協議。可成りな資格から単位認定を推進									2021年度：新たな共通の基礎課程の実施
		業務種別資格の業務範囲の見直しを議論して検討・実施											

30

V 障害者総合支援法施行3年後の見直し等について

31

障害者総合支援法施行3年後の見直しについて

(社会保障審議会障害者部会 報告書概要/平成27年12月14日)

障害者総合支援法（H25.4施行）の附則で、施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずることとされている。これを受けて、社会保障審議会障害者部会で平成27年4月から計19回にわたり検討を行い、今後の取組についてとりまとめた。

1. 新たな地域生活の展開

(1) 本人が望む地域生活の実現

- 障害者が安心して地域生活を営むことができるよう、地域生活支援拠点の整備を推進（医療との連携、緊急時対応等）。
- 知的障害者や精神障害者が安心して一人暮らしへの移行ができるよう、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力・生活力等を補う支援を提供するサービスを新たに位置付け。
あわせて、グループホームについて、重度障害者に対応可能な体制を備えたサービスを位置付け。また、障害者の状態とニーズを踏まえて必要な者にサービスが行き渡るよう、利用対象者を見直すべきであり、その際には、現に入居している者に配慮するとともに、障害者の地域移行を進める上でグループホームが果たしてきた役割や障害者の状態・ニーズ・障害特性等を踏まえつつ詳細について検討する必要。
- 「意思決定支援ガイドライン(仮称)」の作成や普及させるための研修、「親亡き後」への備えも含め、成年後見制度の理解促進や適切な後見類型の選択につなげるための研修を実施。

(2) 常時介護を必要とする者等への対応

- 入院中も医療機関で重度訪問介護により一定の支援を受けられるよう見直しを行うとともに、国庫負担基盤について重度障害者が多い小規模な市町村に配慮した方策を講ずる。

(3) 障害者の社会参加の促進

- 通勤・通学に関する訓練を就労移行支援や障害児通所支援により実施・評価するとともに、入院中の外出に伴う移動支援について、障害福祉サービスが利用可能である旨を明確化。
- 就労移行支援や就労継続支援について、一般就労に向けた支援や工賃等を踏まえた評価を行うとともに、就労定着に向けた支援が必要な障害者に対し、一定の期間、企業・家族との連絡調整等を集中的に提供するサービスを新たに位置付け。

32

2. 障害者のニーズに対するよりきめ細かな対応
<p>(1) 障害児に対する専門的で多様な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乳児院や児童養護施設に入所している障害児や外出が困難な重度の障害児に発達支援を提供できるよう必要な対応を行うとともに、医療的ケアが必要な障害児への支援を推進するため、障害児に関する制度の中で明確に位置付け。 ○ 放課後等デイサービス等について、質の向上と支援内容の適正化を図るとともに、障害児支援サービスを計画的に確保する取組として、自治体においてサービスの必要量の見込み等を計画に記載。 <p>(2) 高齢の障害者の円滑なサービス利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者が介護保険サービスを利用する場合も、それまで支援してきた障害福祉サービス事業所が引き続き支援できるよう、その事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを実施するなど、障害福祉制度と介護保険制度との連携を推進。 ○ 介護保険サービスを利用する高齢の障害者の利用者負担について、一般高齢者との公平性や介護保険制度の利用者負担の在り方にも関わることに留意しつつ、その在り方についてさらに検討。 <p>(3) 精神障害者の地域生活の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 精神障害者の地域移行や地域定着の支援に向けて、市町村に関係者の協議の場を設置することを促進するとともに、ピアサポートを担う人材の育成等や、短期入所における医療との連携強化を実施。 <p>(4) 地域特性や利用者ニーズに応じた意思疎通支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害種別ごとの特性やニーズに配慮したきめ細かな対応や、地域の状況を踏まえた計画的な人材養成等を推進。
3. 質の高いサービスを持続的に利用できる環境整備
<p>(1) 利用者の意向を反映した支給決定の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主任相談支援専門員(仮称)の育成など、相談支援専門員や市町村職員の資質の向上等に向けた取組を実施。 <p>(2) 持続可能で質の高いサービスの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サービス事業所の情報公表、自治体の事業所等への指型事務の効率化や審査機能の強化等の取組を推進。 ○ 補装具について、成長に伴い短期間で取り替える必要がある障害児の場合など、個々の状態に応じて、貸与の活用も可能とする。 ○ サービス提供を可能な限り効率的なものとする等により、財源を確保しつつ、制度を持続可能なものとしていく必要。 33

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(概要)(平成28年5月25日成立)
趣旨
<p>障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。</p>
概要
<p>1. 障害者の望む地域生活の支援</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する(自立生活援助) (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する(就労定着支援) (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減(償還)できる仕組みを設ける <p>2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 重度の障害等により外出が若しく困難な障害児に対し、居室を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする <p>3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要がある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する
施行期日
<p>平成30年4月1日(2.(3)については公布の日)</p>

地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設

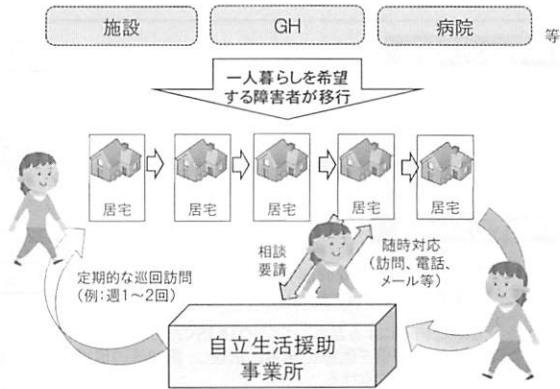
- 障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが求められているが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない者がいる。
- このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する（「自立生活援助」）。

対象者

- 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等

支援内容

- 定期的に利用者の居宅を訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。



35

就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設

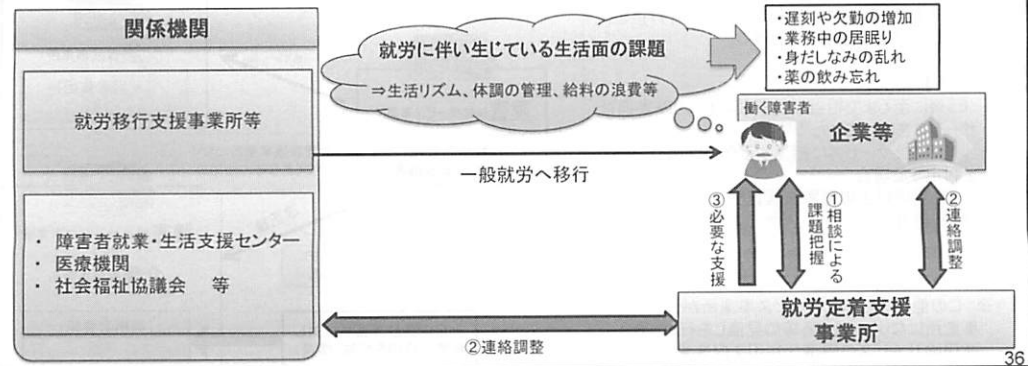
- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。
- このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

対象者

- 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

支援内容

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
- 具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施。



36

重度訪問介護の訪問先の拡大

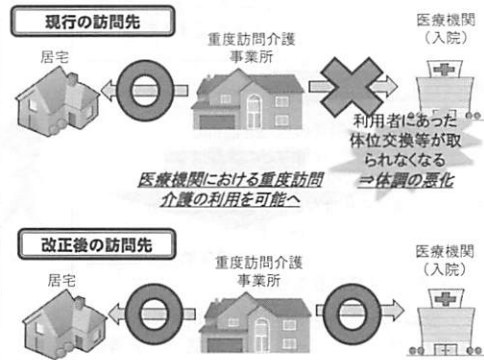
- 四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者等の最重度の障害者が医療機関に入院した時には、重度訪問介護の支援が受けられなくなることから以下のような事例があるとの指摘がある。
 - ・体位交換などについて特殊な介護が必要な者に適切な方法が取られにくくなることにより苦痛が生じてしまう
 - ・行動上著しい困難を有する者について、本人の障害特性に応じた支援が行われないことにより、強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を起こし、自傷行為等に至ってしまう
- このため、最重度の障害者であって重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができることとする。

訪問先拡大の対象者

- 日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者であって、医療機関に入院した者
 - ※障害支援区分6の者を対象とする予定
 - ※通院については現行制度の移動中の支援として、既に対応

訪問先での支援内容

- 利用者ごとに異なる特殊な介護方法(例:体位交換)について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげる。
- 強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげる。



37

高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

- 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されることになっている。高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限が異なるために利用者負担(1割)が新たに生じることや、これまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の介護保険事業所を利用することになる場合があることといった課題が指摘されている。
- このため、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減(償還)する仕組みを設け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくなる等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。

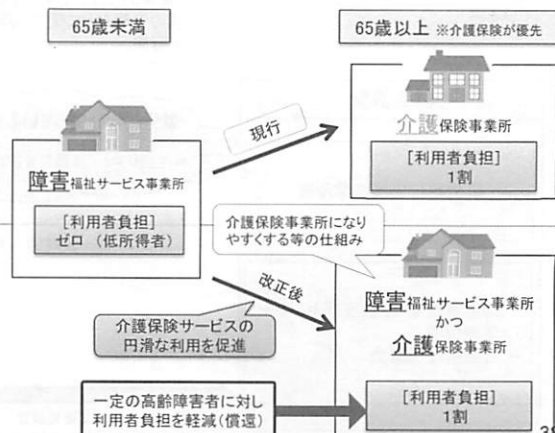
具体的内容

- 一定の高齢障害者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)できる仕組みを設ける。

【対象者】

- ・ 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを受けていた障害者
 - ・ 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合
 - ・ 一定程度以上の障害支援区分
 - ・ 低所得者
- (具体的な要件は、今後政令で定める。)

※ この他、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくなる等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。



38

居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設

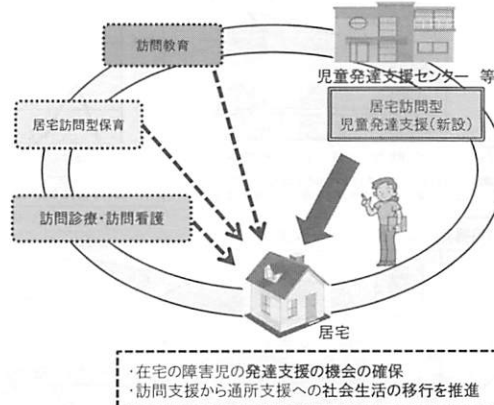
- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する(「居宅訪問型児童発達支援」)。

対象者

- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

支援内容

- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施
- 【具体的な支援内容の例】
- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
 - ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動



39

保育所等訪問支援の支援対象の拡大

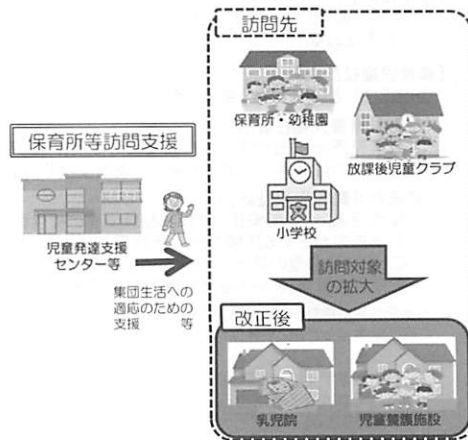
- 乳児院や児童養護施設の入所者に占める障害児の割合は3割程度となっており、職員による支援に加えて、発達支援に関する専門的な支援が求められている。(乳児院:28.2%、児童養護施設:28.5%/平成24年度)
- このため、保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障害児に拡大し、障害児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障害児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができることとする。

対象者の拡大

- 乳児院、児童養護施設に入所している障害児を対象として追加
- ※現在の対象者は、以下の施設に通う障害児
- ・保育所、幼稚園、小学校 等
 - ・その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めるもの(例:放課後児童クラブ)

支援内容

- 児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
- ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 - ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)

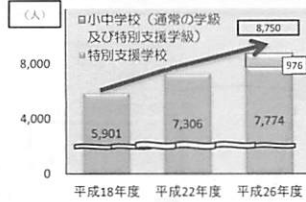


40

医療的ケアを要する障害児に対する支援

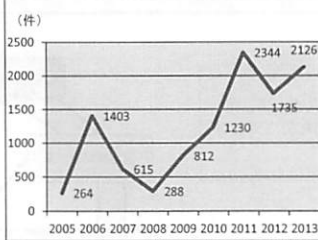
- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加している。
- このため、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、地方公共団体は保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備について必要な措置を講ずるよう努めることとする。
※ 施策例： 都道府県や市町村による関係機関の連携の場の設置、技術・知識の共有等を通じた医療・福祉等の連携体制の構築

◆ 特別支援学校及び小中学校における医療的ケアが必要な幼児児童生徒数



出典：文部科学省「特別支援学校等の医療的ケアに関する調査結果」(※小中学校は平成24年度から調査)

◆ 在宅人工呼吸指導管理料算定件数(0~19歳)の推移



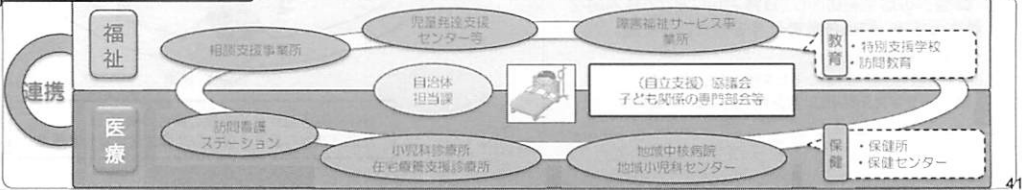
出典：社会医療診療行為別調査

◆ 育児や療育、在宅での生活等の全般に関する相談先

相談先	人	%
医療機関の職員(医師、看護師、MSW等)	692	77.4
訪問看護事業所等の職員(看護師等)	405	45.3
福祉サービス事業所等の職員	292	32.7
行政機関の職員(保健師等)	216	24.2
学校・保育所等の職員	317	35.5
知人・友人	412	46.1
患者団体・支援団体	46	5.1
その他	32	3.6
相談先がない/分からない	31	3.5

平成27年度厚生労働省社会・援護局委託事業「在宅医療的ケアが必要な子どもに関する調査」速報値 (N=797(複数回答))

関係機関による連携イメージ図



41

障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- 児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定する等の見直しを行う。
※ 現在、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについては、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村が障害福祉計画を策定し、サービスの種類ごとの必要な量の見込みや提供体制の確保に係る目標等を策定。

具体的内容

【基本指針】

- 厚生労働大臣は、障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める。

【障害児福祉計画】

- 市町村・都道府県は、基本指針に即して、障害児福祉計画を策定する。

(市町村障害児福祉計画)

- ・ 障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

(都道府県障害児福祉計画)

- ・ 障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 都道府県が定める区域ごとに、当該区域における各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・ 各年度の障害児入所施設の必要入所定員総数

※ 上記の基本指針、市町村障害児福祉計画、都道府県障害児福祉計画は、障害者総合支援法に基づく基本指針、市町村障害児福祉計画、都道府県障害児福祉計画と一体のものとして策定することができる。

- 放課後等デイサービス等の障害児通所支援や障害児入所支援については、都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき(計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等)、都道府県は事業所等の指定をしないことができる。

42

補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）

- 補装具費については、身体障害者の身体機能を補完・代替する補装具の「購入」に対して支給されているが、成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児など、「購入」より「貸与」の方が利用者の便宜を図ることが可能な場合がある。
- このため、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に照らして「貸与」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象とする。

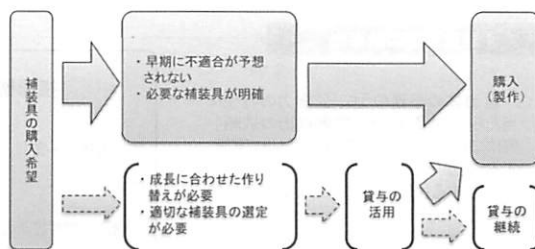
具体的内容

貸与が適切と考えられる場合（例）

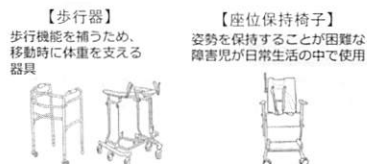
- 成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児
- 障害の進行により、短期間の利用が想定されるもの
- 仮合わせ前の試用

※ 上記のような場合が想定されるが、今後、関係者の意見も踏まえて検討。

※ 身体への適合を図るための製作が必要なもの等については、貸与になじまないものと考えられる。



<貸与の活用があり得る種目（例）>

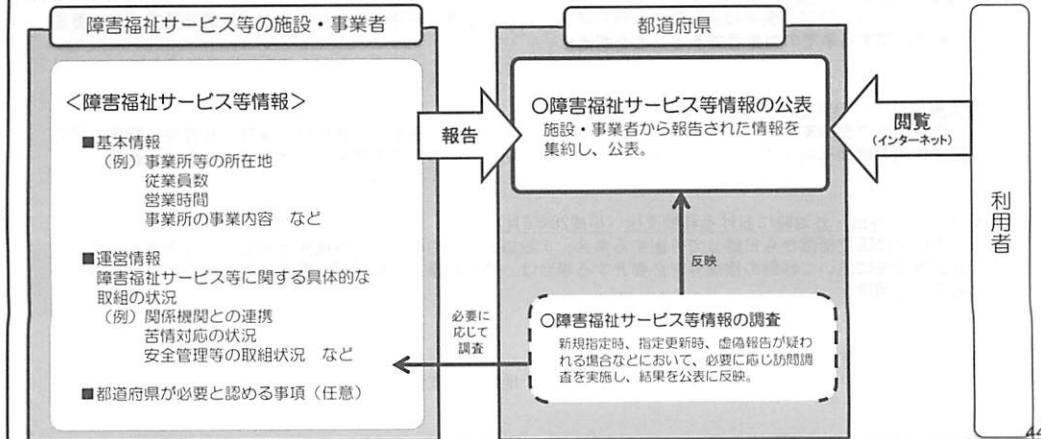


※対象種目については、今後検討。

43

障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
※請求事業所数：平成22年4月 48,300事業所 → 平成27年4月 90,990事業所
- このため、①施設・事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することとするとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設する。
※介護保険制度と子ども・子育て支援制度においては、同様の情報公表制度が導入されている。



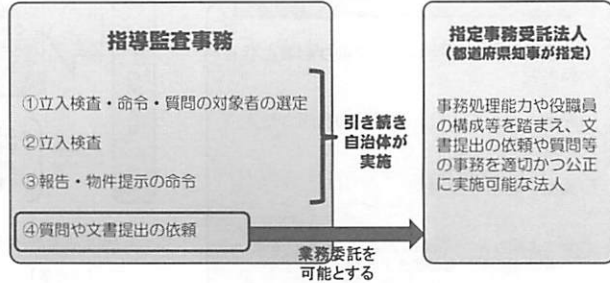
44

自治体による調査事務・審査事務の効率化

- 障害者自立支援法の施行から10年が経過し、障害福祉サービス等の事業所数や利用者数は大きく増加しており、自治体による調査事務や審査事務の業務量が大幅に増加している。
 ※請求事業所数：平成22年4月 48,300事業所 → 平成27年4月 90,990事業所
 ※利用者数：平成22年4月 570,499人 → 平成27年4月 906,504人
- このため、自治体による調査事務や審査事務を効率的に実施できるよう、これらの事務の一部を委託可能とするために必要な規定を整備する。

①調査事務の効率化

- 自治体の事務のうち、公権力の行使に当たらない「質問」や「文書提出の依頼」等について、これらの事務を適切に実施することができるものとして都道府県知事が指定する民間法人に対し、業務委託を可能とする。
 ※ 介護保険制度では、既に同様の制度が導入されている。



②審査事務の効率化

- 市町村が実施する障害福祉サービスの給付費の「審査・支払」事務について、現在、「支払」を委託している国民健康保険団体連合会に、「審査」も委託することができることとする。
 ※ 現在、国保連では、「支払」を行う際に、必要な「点検」も併せて行っているが、今後、点検項目の精緻化等を図ることにより、審査として効果的・効率的に実施できるようにすることを検討。

45

「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」の主な対応状況

(社会保障審議会 障害者部会報告書/平成27年12月14日)

○障害児通所支援の質の向上等に係る留意事項 (平成28年3月)

障害児通所支援事業者の指導の徹底、放課後等デイサービスガイドラインの活用の徹底、障害児本人の発達支援のためのサービス提供の徹底等を内容とする留意事項を、地方自治体向けに通知

○地域生活支援事業実施要綱の改正 (平成28年3月)

失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、重度の身体障害のある者が、意思疎通支援者の養成・派遣に関する事業の対象者であることを明確化

○医療的ケア児の支援体制の構築の推進 (平成28年6月)

医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携体制の構築に向けて、地方自治体が計画的に取り組むための留意事項等を、地方自治体向けに通知

○入院中の外出・外泊時における移動支援 (平成28年6月)

入院中に医療機関から日帰り外出する場合、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を往来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、同行援護、行動援護、重度訪問介護の利用が可能である旨を明確化

○入院中の意思疎通支援事業の利用 (平成28年6月)

入院中においても、入院先医療機関と調整の上で、地域生活支援事業の意思疎通支援事業の利用が可能である旨を周知

46

VI 障害者総合支援法について

47

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4.及び5.①～③については、平成26年4月1日)

4. 検討規定(障害者施策を段階的に見直しするため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
 - ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
 - ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
 - ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
 - ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方
- ※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

48

Ⅶ 地域での生活支援について

49

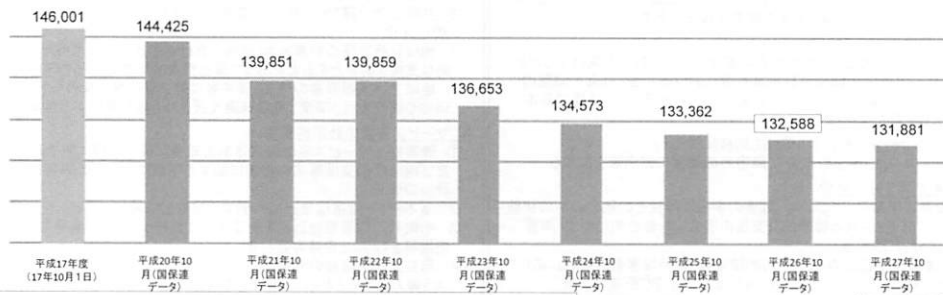
施設等から地域への移行の推進

入所施設の利用者数は、障害者自立支援法前から着実に減少している。
ケアホーム・グループホーム利用者は着実に増加している。

○施設入所者数の推移

出典：国保連データ速報値等

入所者数(人)



○ケアホーム・グループホーム利用者の推移

出典：国保連データ速報値等

提供されるサービスの総量

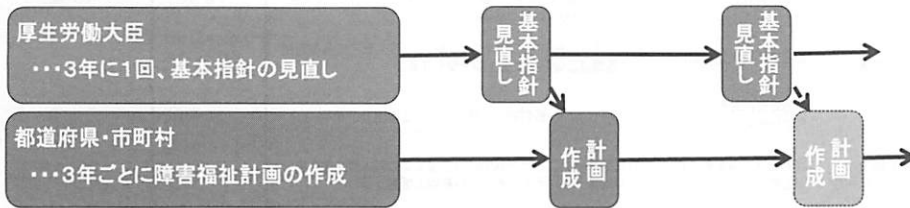


50

障害福祉計画と基本指針

- 基本指針(厚生労働大臣)では、障害福祉計画の計画期間を3年としており、これに即して、都道府県・市町村は3年ごとに障害福祉計画を作成している。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
第1期計画期間 18年度～20年度	第2期計画期間 21年度～23年度		第3期計画期間 24年度～26年度		第4期計画期間 27年度～29年度	
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成		つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成		障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成	



51

第3期障害福祉計画 (実績値集計)

- 都道府県・市町村の障害福祉計画は、3年を一期として定めることとしており、平成24年度から平成26年度を計画期間とした第3期障害福祉計画について、各都道府県の実績値の集計を行った。
○ 障害福祉計画の策定にあたっては、国の定める基本指針(厚生労働大臣告示)を踏まえることとなっており、同指針では、地域移行や就労に関する成果目標を定めている。

大項目	中項目	基本指針に掲げる成果目標	国の基本指針で定める成果目標	都道府県目標集計値	都道府県実績値
1. 福祉施設の入居者の地域生活への移行	地域生活移行者数	平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行する。	3割以上	25.2%	26.9%
	福祉施設入所者の削減数	平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割以上削減する。	1割以上	15.4%	10.3%
2. 入所中の精神障害者の地域生活への移行	1年未満入所者の平均退院率	1年未満入所者の平均退院率を平成20年6月30日調査時点から、7%相当分増加する。	7%	5.4%	2.0%
	高齢長期退院者数	平成26年度における高齢長期退院者数を平成20年度時点から2割増加する。	2割以上	18.8%	17.9%
3. 福祉施設から一般就労への移行	目標年度の年間一般就労移行者数	平成17年度の一般就労への移行実績の4割以上とする。	4割以上	4.2割	4.8割
	就労移行支援事業の利用者数	平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用する。	2割以上	8.1%	5.4%
	就労継続支援(A型)の利用者数	平成26年度末における就労継続支援事業の利用者のうち、3割以上の者が就労継続支援事業A型を利用する。	3割以上	14.5%	19.6%
	公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職件数	平成26年度において、福祉施設から一般就労への移行を希望する全ての者が公共職業安定所の支援を受けて就職できる体制づくりを行う	希望する全ての者	75.4%	90.8%
	障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	平成26年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、3割が障害者の態様に応じた多様な委託訓練を受講する。	3割	28.0%	5.6%
	障害者試行雇用事業の開始者数	平成26年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち5割が障害者試行雇用事業の開始者となる。	5割	48.2%	13.8%
	職場復帰援助者による支援対象者数	平成26年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち5割が職場復帰援助者(ジョブコーチ)の支援を受けられるようにする。	5割	45.8%	15.0%
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	平成26年度において、福祉施設から一般就労へ移行する全ての者が、就労移行支援事業者と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援を受けられるようにする。	全ての者	89.0%	43.0%	
障害者就業・生活支援センター設置数	平成26年度において、地域における就業面及び生活面における一体的な支援をより一層推進するため、障害者就業・生活支援センターを拡充し、中長期的には、すべての圏域に1カ所ずつ設置する。(※平成26年度末時点の圏域数は、351カ所)	すべての圏域に1カ所	323カ所	325カ所	

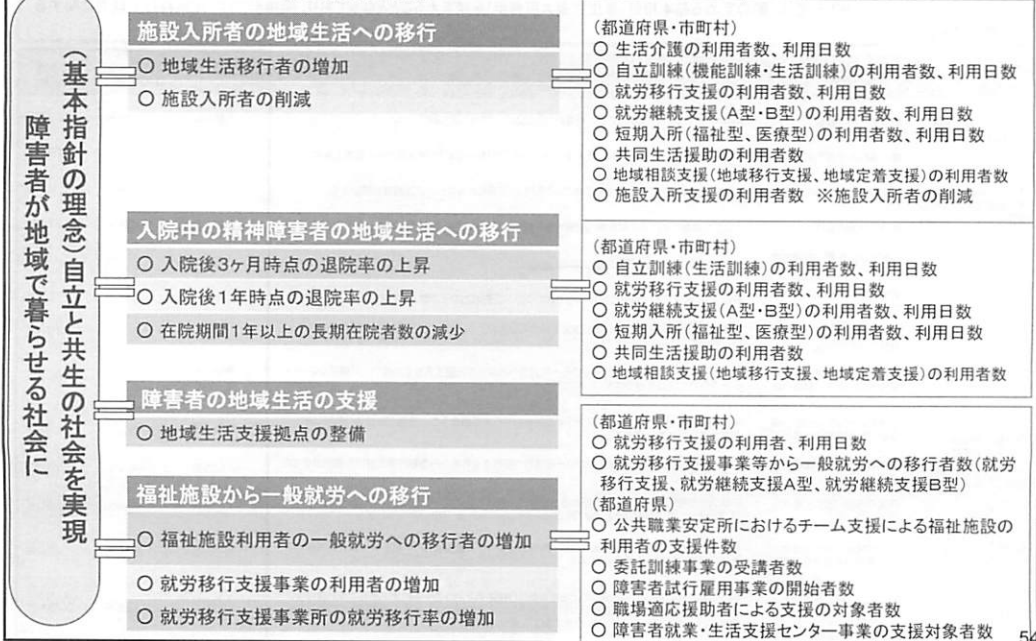
52

第4期障害福祉計画（目標集計）

○ 都道府県・市町村の障害福祉計画は、3年を一期として定めることとしており、平成27年度から平成29年度を計画期間とした第4期障害福祉計画について、各都道府県が設定した目標値の集計を行った。
 ○ 障害福祉計画の策定にあたっては、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）を踏まえることとなっており、同指針では、地域移行や就労に関する成果目標を定めている。

大項目	中項目	基本指針に掲げる成果目標	国の基本指針で定める成果目標	都道府県目標集計値	基本指針を満たす都道府県数
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行	地域生活移行者数	平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行する。	12%以上	13.3%	29
	福祉施設入所者の削減数	平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減する。	4%以上	3.8%	28
2. 入院中の精神障害者の地域生活への移行	入院後3か月時点の退院率	入院後3か月時点の退院率について、平成29年度における目標を64%以上とする。	64%以上	64.0%	42
	入院後1年時点の退院率	入院後1年時点の退院率について、平成29年度における目標を91%以上とする。	91%以上	90.9%	44
	長期在院者数	長期在院者数（入院期間が1年以上の者）について、平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上とする。	18%以上	16.5%	32
3. 地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点数	地域生活支援拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備する。	各市町村又は各圏域に少なくとも1つ	-	41
4. 福祉施設から一般就労への移行	目標年度の年間一般就労移行者数	平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とする。	2倍以上	1.9倍	34
	就労移行支援事業の利用者数	平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末における利用者数の6割以上増加する。	6割以上増加	1.6倍	34
	就労移行支援事業所の就労移行率	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする	5割以上	50.2%	41
					53

成果目標と活動指標の関係 (成果目標) (活動指標)

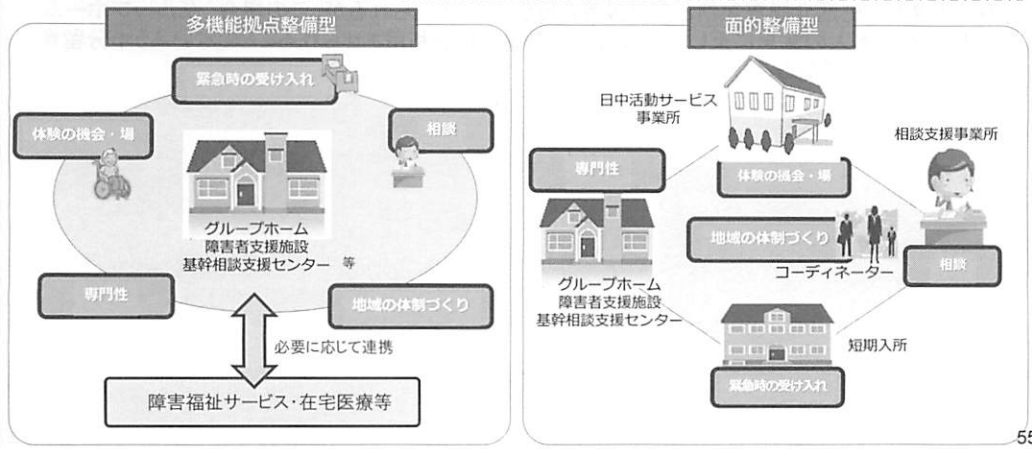


地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



55

地域生活支援拠点等の整備にかかる留意事項

※平成27年4月30日障障発0430第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知

整備に当たっての留意事項

(1) 協議会の活用

地域生活支援拠点等の整備に当たっては、協議会の活用が重要となる。

協議会については、地域における障害者等への支援体制に関するニーズの把握及び課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う重要な役割を担うものとして、運営の活性化を図っていただいているものと考えているが、地域生活支援拠点等の整備に当たっても、どの機関を拠点とするのか、どのような機能を拠点に担わせるのか等について、協議会の場において市町村内の現状に応じて検討していただくことが重要である。

また、地域生活支援拠点等の運営に対しても協議会が関与することが望ましい。

(2) 地域定着支援の活用について

地域定着支援は、常時の連絡体制を確保するとともに、緊急事態等が生じて利用者から要請があった場合に訪問による支援等を行うサービスであり、地域生活の継続にリスクを抱える世帯を事前に把握し、常時状況を見守るとともに、リスクへの対応や緊急事態が起きた場合の対応について事前に地域の社会資源の連携の中で検討し、実際に緊急事態が生じた場合は即座に対応が可能となるサービスとして地域生活支援拠点等が果たすべき機能の一部を担うものとして重要な位置付けとなる。

地域定着支援については、平成27年3月6日の障害保健福祉関係主管課長会議において、地域移行支援を利用していない障害者であっても地域定着支援を利用できることや、地域移行支援の利用は必ずしも1年間に限られず必要と認められる場合には更新が可能（更なる更新も可能）であることをお示しているところであり、積極的な活用をお願いしたい。

56

(3)面的な整備について

地域生活支援拠点等の面的な整備を行うに当たって、例えば、協議会での検討の結果、新たに緊急時の受け入れを行う短期入所事業所を整備することとなった場合等について、社会福祉施設等施設整備費の優先的な整備対象としてふさわしいものと考えられる。

(4)グループホームを拠点とする整備について

地域生活支援拠点等として、グループホームで短期入所事業を行う場合、その人員体制の確保のために、生活介護事業所との併設等を行うことが考えられるが、この場合、グループホームの利用者が本人の意思に反して当該日中活動事業所を利用させられることのないよう十分留意することが必要である。

57

地域生活支援拠点等に関連する報酬改定について

(1)緊急短期入所体制確保加算及び緊急短期入所受入加算の見直し

短期入所の「緊急短期入所受入加算」について、「緊急短期入所体制確保加算」の算定を要件から除外する等の要件の緩和。

(2)体験に関する報酬の見直し

地域移行支援の「障害福祉サービスの体験利用加算」や「体験宿泊加算」について利用期間の制限を廃止。

(3)計画相談支援における「特定事業所加算」の新設

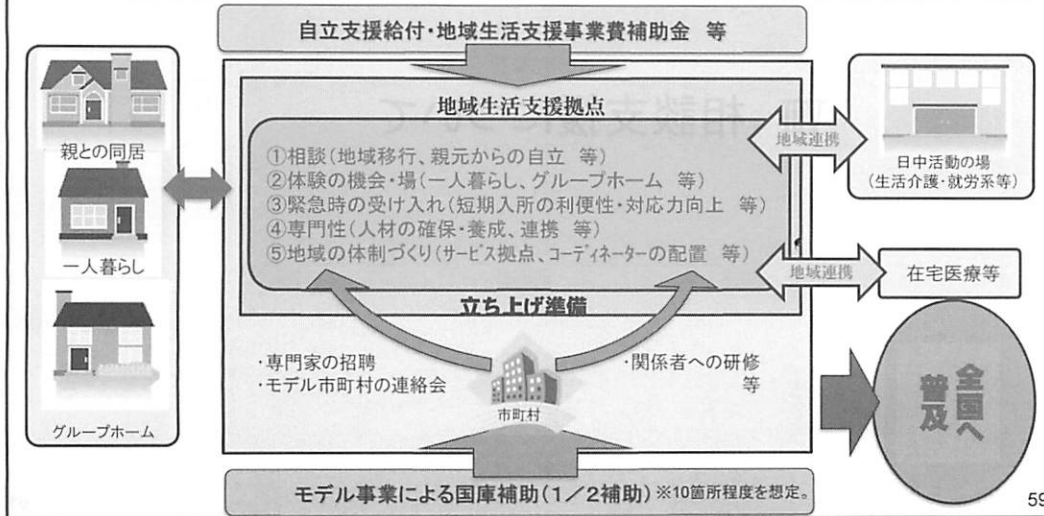
手厚い人員体制や関係機関との連携等により、質の高い計画相談支援・障害児相談支援が提供されている事業所を評価。

58

地域生活支援拠点等整備推進モデル事業

平成27年度予算額
25,000千円

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、①相談②体験の機会・場③緊急時の受け入れ・対応④専門性⑤地域の体制づくりの5つの機能の強化を図ることが求められる。このため、障害児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を積極的に推進していく。



59

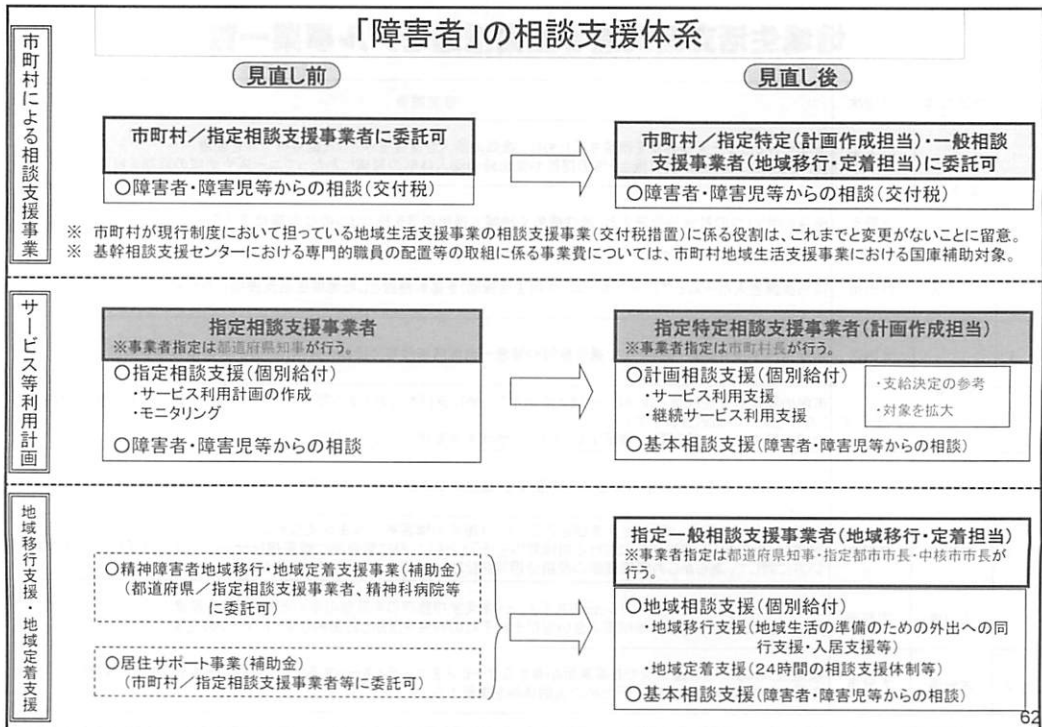
地域生活支援拠点等整備推進モデル事業一覧

番号	都道府県	自治体	事業概要
1	栃木県	栃木市	地域一体となった支援体制を構築するために、複数の法人を運営主体とした拠点モデルを整備。特に、拠点における体験の機会・場の提供や緊急時の受入体制の整備にあたってニーズや地域の課題を検証。
2		佐野市	拠点を担う1つの社会福祉法人と、居住機能や地域支援機能等を持つ3つの社会福祉法人を中心に連携体制を構築。
3	千葉県	野田市	特別養護老人ホームとグループホーム(共同生活援助)を基幹施設とした地域生活支援拠点を整備。
4	東京都	大田区	基幹相談支援センターを中心に、通所施設や緊急一時保護施設等で機能を分担した面的な整備体制を構築。
5		八王子市	市内の障害者支援団体と連携し、地域で生活するために支援を必要とする障害者のニーズを把握し、支援を実施・検討しながら拠点の面的整備を進める。地域の様々なニーズを調査・検証するとともに、地域生活支援の在り方を研究。
6	新潟県	上越市	緊急時における速やかな相談支援体制の整備と「重度かつ高齢」になった障害者に対する支援のあり方を検討。
7	京都府	京都市	地域における障害者(児)の生活支援を図るため、1箇所の障害者地域生活支援センターにおいて地域生活支援拠点を設置し、土日祝日・年末年始における相談対応を行うとともに、特に緊急時に障害福祉サービスの利用調整の必要の高い方に対して、あらかじめ関係機関の役割分担等を記載した「緊急対応プラン」を作成。
8	山口県	宇部市	ふれグループホーム、おたすけショートステイ、とりあえず相談窓口を活動の中心とする拠点を整備。拠点も含め、既存の機関、地域支え合い包括それぞれの特徴を活かした面的なネットワークの充実。
9	大分県	大分市	複数法人により地域連携型で各事業所が有するサービスをコーディネートするため、安心コールセンターを設置し、緊急事態に直接的なケアを行うための人的体制を構築する。

60

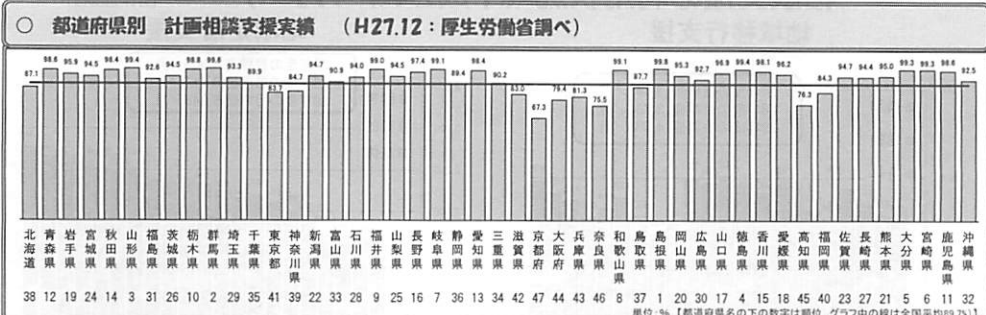
VIII 相談支援について

61

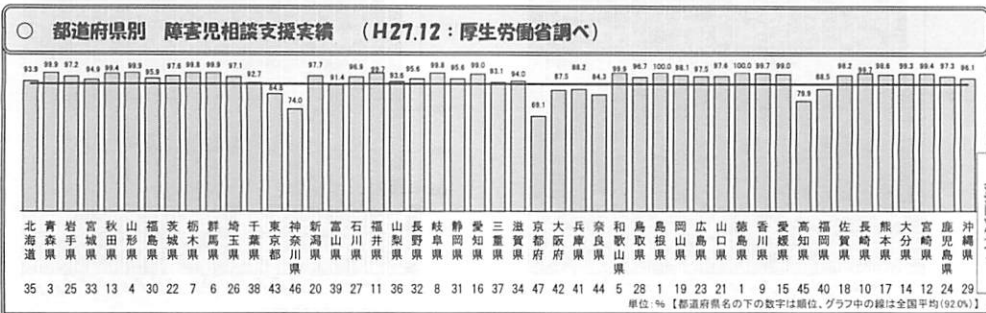


62

計画相談支援 関連データ（都道府県別：実績）



↑ 同月の障害福祉サービス・地域相談支援の利用者のうち既にサービス等利用計画を作成しているものの割合



↑ 同月の障害児通所支援の利用者のうち既に障害児支援利用計画を作成しているものの割合

児童福祉法1

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の概要

- 地域移行支援**・・・障害者支援施設、精神科病院、救護施設・更生施設、矯正施設等に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。
- 地域定着支援**・・・居室において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ（イメージ）



報酬単価

- （地域移行支援）**
- 地域移行支援サービス費 2,323単位/月
 - 初回加算 500単位/月
(利用を開始した月に加算)
 - 退院・退所月加算 2,700単位/月
(退院・退所月に加算)
 - 集中支援加算 500単位/月
(月6日以上連続・同行による支援を行った場合に加算)
 - 障害福祉サービス事業の体験利用加算 300単位/日
 - 体験宿泊加算(Ⅰ) 300単位/日
 - 体験宿泊加算(Ⅱ) 700単位/日
 - 特別地域加算 +15/100
- （地域定着支援）**
- 地域定着支援サービス費
【体制確保分】 302単位/月
【緊急時支援分】 705単位/日
 - 特別地域加算 +15/100

国保連平成27年12月実績

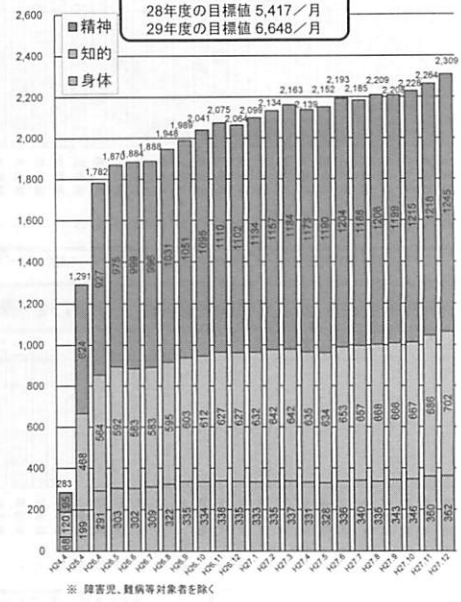
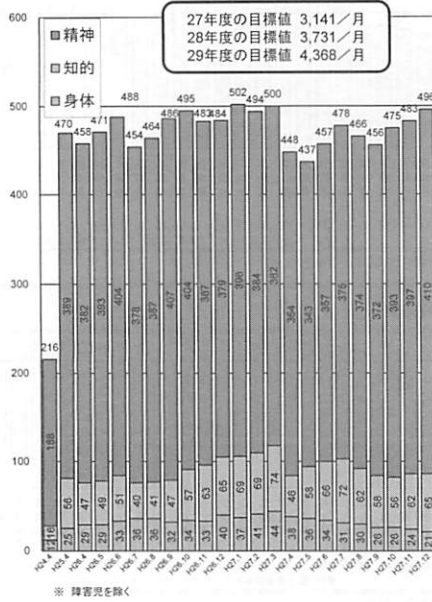
64

相談支援の利用状況（平成24年4月～）

国保連集計

地域移行支援

地域定着支援



就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

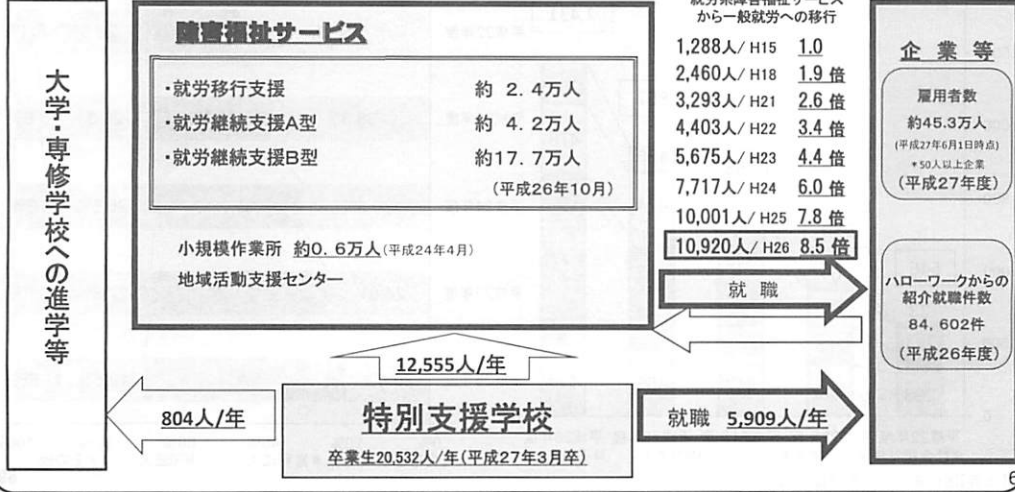
障害者総数約788万人中、18歳～64歳の在宅者数、約324万人

(内訳：身111万人、知41万人、精172万人)

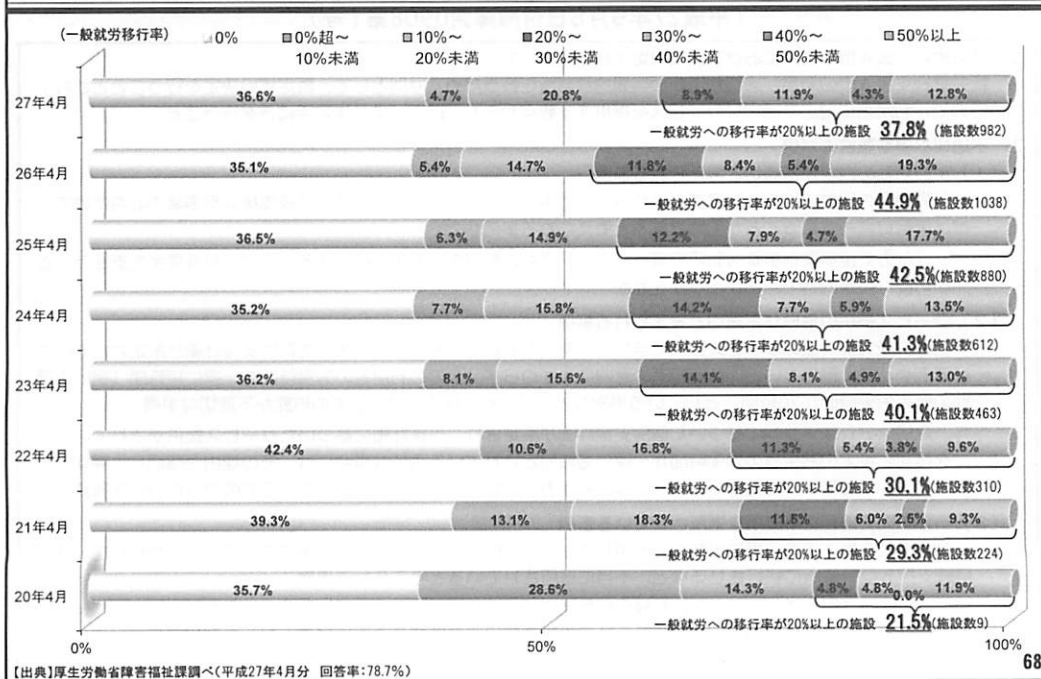
一般就労への
移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が約28.8% 障害福祉サービスの利用が約61.1%
② 障害福祉サービスから一般企業への就職が年間1.3%(H15) → 4.5%(H26)

※就労移行支援からは27.2%(H26)

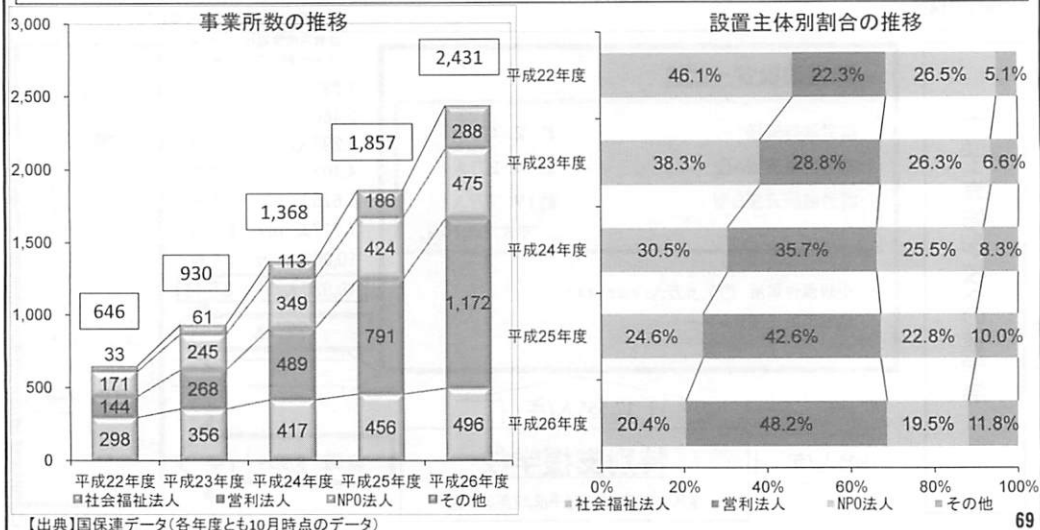


就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移



就労継続支援A型事業の事業所数の推移

- 設置主体別に就労継続支援A型事業所数の推移を見ると、営利法人が設置する事業所数が著しく増加している。
- 設置主体別の割合を見ると、平成26年度では、営利法人の割合が最も高く約5割となっており、社会福祉法人の割合は約2割となっている。



指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について(概要) (平成27年9月8日付障発0908第1号)

- 1 就労継続支援A型の利用における支給決定手続きについて
就労継続支援A型の利用が適切か否かの客観的な判断を行うため、原則として、暫定支給決定を行うこととされているので、利用者に対して適切なサービスを提供する観点からも、適正な支給決定手続きを行うこと
- 2 不適切な事業運営の事例
 - (1) 生産活動の内容が不適切と考えられる事例
就労機会の提供に当たり、収益の上がらない仕事した提供しておらず、就労継続支援A型事業の収益だけでは、最低賃金を支払うことが困難であると考えられる事例
⇒ 「就労支援事業別事業活動明細書」により、収益と費用の比率等を確認することで、最低賃金を支払うことが可能な事業内容であるかどうかを判断
 - (2) サービス提供の形態が不適切と考えられる事例
就労継続支援A型のサービス提供に当たり、利用者の意向や能力等を踏まえた個別支援計画が策定されていない事例や、長く働きたいという利用者の意向にかかわらず、全ての利用者の労働時間を一律に短時間(例：1週間の所定労働時間が20時間)としている事例など、サービス提供に当たっての形態が不適切な事例
⇒ 適切なアセスメントに基づいた個別支援計画が策定され、当該計画に基づいたサービス提供がされているかを確認。全ての利用者の労働時間が一律に短時間とされているような場合には、その理由を確認し、適切なアセスメントに基づいた結果であり、かつ、利用者の意向等に反して設定されているものではないかを確認
 - (3) 一定期間経過後に事業所を退所させている事例
就労継続支援A型の利用に当たり、利用してから一定期間が経過した後、利用者の意向等にかかわらず、就労継続支援B型事業所に移行させるなど、不当に退所させていると考えられる事例
⇒ 一定期間(例：2年又は3年)が経過した後に就労継続支援B型事業所に移行し、事業所を退所している利用者について、退所理由を確認。また、特定求職者雇用開発助成金の支給対象となった利用者について、当該助成金の助成対象期間経過後に退所させられているようなことがないかを確認

就労継続支援B型事業所における平均工賃

(平成18年度)

(平成26年度)

12,222円 → 14,838円 <21.4%増>

※ 就労継続支援B型事業所の一人当たり平均工賃月額
(平成18年度は入所・通所授産施設、小規模通所授産施設を含む)

参考

- 就労継続支援B型事業所(平成26年度末時点)で、平成18年度から継続して工賃向上に向けた計画を策定し取組を行っている施設の平均工賃

(平成18年度)

(平成26年度)

12,542円 → 16,097円 <28.3%増>

- 一般の事業所(事業所規模5人以上)の労働者の現金給与総額(厚生労働省:毎月勤労統計調査)

(平成18年度)

(平成26年度)

334,374円 → 315,984円 <5.5%減>

71

平成27年度以降の工賃向上計画について

工賃倍増5か年計画(平成19~23年度)

- 成長力底上げ戦略(平成19年2月)に基づく「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」の一環として実施。
- 全ての都道府県で「工賃倍増5か年計画」を作成し、官民一体となって取り組むことにより、5年間で平均工賃の倍増を目指すもの。
- 各事業所における計画の作成は任意。
- 平均工賃は、5年間で11.2%増であり、倍増には至らず(平成18年度:12,222円 ⇒ 平成23年度:13,586円)。

工賃向上計画(平成24~26年度)

- 工賃倍増5か年計画における課題を踏まえ、全ての事業所において「工賃向上計画」を作成し、PDCAサイクルにより工賃向上に取り組むこととした。
- 市町村レベル及び地域レベルでの関係者の理解や連携体制が重要であることから、市町村においても事業所の取組を積極的に支援するよう明記。
- 平成25年度の平均工賃は14,437円(各事業所が掲げた平成26年度の平均工賃の目標値は15,773円)。

平成27年度以降も引き続き工賃向上計画を策定し、就労継続支援B型事業所等における工賃向上に取り組む

平成27年度以降の工賃向上計画

- 平成27年度から平成29年度の3か年を対象期間とした計画を策定(都道府県)。
※ 平成30年度以降についても、3か年を1サイクルとした計画を策定することにより、継続的な取組を実施。
- 現行の「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」について、基本的な内容は継続しつつ、事業所における計画の対象期間等を改正。

72

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律の概要

平成25年4月17日施行(平成24年6月20日成立)

1. 目的(第1条)

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体(以下「障害者就労施設等」という。)の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

2. 国等の責務及び調達の推進(第3条～第9条)

<国・独立行政法人等>

<地方公共団体・地方独立行政法人>

優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務

障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務

基本方針の策定・公表(厚生労働大臣)

調達方針の策定・公表(都道府県の長等)

調達方針の策定・公表(各省各庁の長等)

調達方針に即した調達の実施

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表等

調達実績の取りまとめ・公表等

3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等(第10条)

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供(第11条)

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供しよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

73

X 障害者虐待防止対策等について

74

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。

- ①養護者による障害者虐待
- ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③使用者による障害者虐待

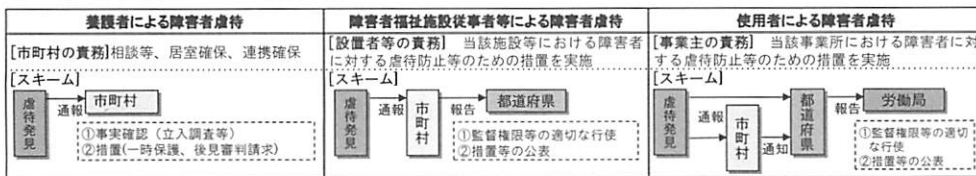
3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)

- ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
- ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
- ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
- ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
- ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

75

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

76

平成26年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

○平成24年10月1日に障害者虐待防止法施行(養護者、施設等職員、使用者による虐待)
→平成26年4月1日～平成27年3月31日までの1年間における養護者、施設職員等による虐待の状況について、都道府県経由で調査を実施。

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待	
			(参考)都道府県労働局の対応	
市区町村等への 相談・通報件数	4,458件 (4,635件)	1,746件 (1,860件)	664件 (628件)	虐待が 認められた 事業所数 299事業所 (253事業所)
市区町村等による 虐待判断件数	1,666件 (1,764件)	311件 (263件)	/	
被虐待者数	1,695人 (1,811人)	525人 (455人)		被虐待者数

【調査結果(全体像)】

- ・上記は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。
- ・カッコ内については、前回調査(平成25年4月1日から平成26年3月31日)のもの。
- ・都道府県労働局の対応については、平成27年8月27日大臣官房地方課企画室のデータを引用(8月に公表済み)。

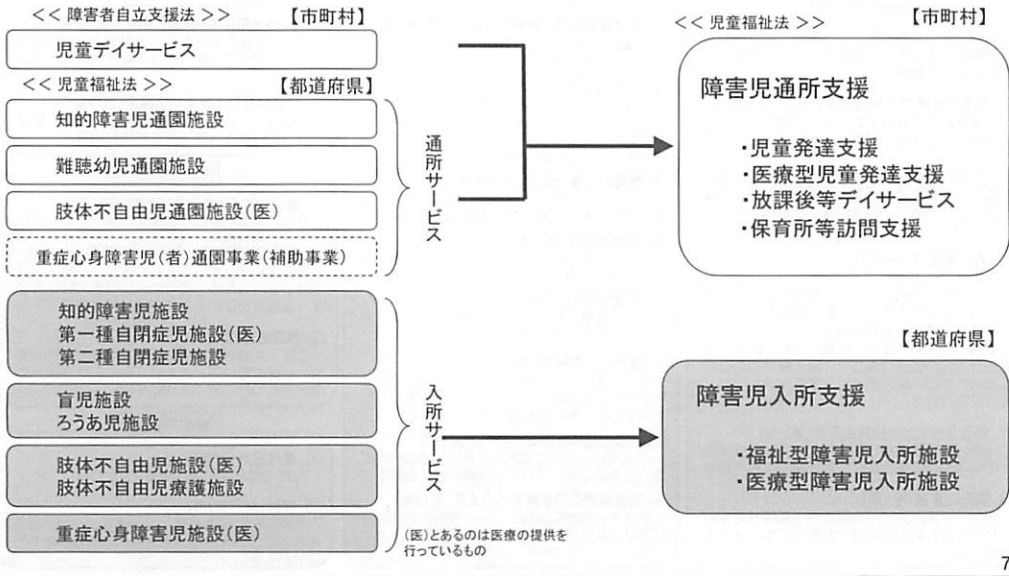
77

XI 障害児支援について

78

平成24年度の児童福祉法改正による障害児施設・事業の一元化

○ 障害児支援の強化を図るため、従来の障害種別で分かれていた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。



XII その他

発達障害者支援法の一部を改正する法律 概要

・障害者をめぐる国内外の動向...障害者権利条約の署名(平成19年)・批准(平成26年)
 障害者基本法の改正(平成23年)等
 ・発達障害者支援法の施行の状況...平成17年の施行後、約10年が経過

→ 発達障害者の支援の一層の充実を図るため、
 法律の全般にわたって改正

第1 総則

- (1) 目的(第1条)
 切れ目ない支援の重要性に鑑み、障害者基本法の理念にのっとり、共生社会の実現に資することを目的に規定
- (2) 発達障害者の定義(第2条)
 発達障害がある者であって発達障害及び「社会的障壁」により日常生活・社会生活に制限を受けるもの
 ※ 社会的障壁：発達障害がある者にとって日常生活・社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
- (3) 基本理念(第2条の2)
 発達障害者の支援は
 ①社会参加の機会の確保、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない
 ②社会的障壁の除去に資する
 ③個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、関係機関等の緊密な連携の下に、意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行う
- (4) 国及び地方公共団体の責務(第3条)
 相談に総合的に応じられるよう、関係機関等との有機的な連携の下に必要な相談体制を整備
- (5) 国民の責務(第4条)
 個々の発達障害者の特性等に関する理解を深め、発達障害者の自立及び社会参加に協力するよう努める

第2 発達障害者の支援のための施策

- (1) 発達障害の疑いがある場合の支援(第5条)
 発達障害の疑いのある児童の保護者への継続的な相談、情報提供及び助言
- (2) 教育(第8条)
 発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮
 個別的教育支援計画・個別の指導計画の作成の推進、いじめの防止等の対策の推進
- (3) 情報の共有の促進(第9条の2)
 個人情報保護に十分配慮しつつ、支援に資する情報共有の促進のため必要な措置を講じる
- (4) 就労の支援(第10条)
 主体に国を規定、就労定着の支援を規定、事業主は雇用の機会の確保、雇用の安定に努める
- (5) 地域での生活支援(第11条)
 性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じた地域での生活支援
- (6) 権利利益の擁護(第12条)
 差別の解消、いじめの防止等及び虐待の防止等のための対策推進、成年後見制度が適切に行われ又は広く利用されるようにすること
- (7) 司法手続における配慮(第12条の2)
 司法手続において個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保等の適切な配慮
- (8) 発達障害者の家族等への支援(第13条)
 家族その他の関係者に対し、情報提供、家族が互いに支え合うための活動の支援等

第3 発達障害者支援センター等

- (1) センター等による支援に関する配慮(第14条)
 センター等の業務を行うに当たり、可能な限り身近な場所が必要な支援が受けられるよう配慮
- (2) 発達障害者支援地域協議会(第19条の2)
 支援体制の課題共有・連携緊密化・体制整備協議のため都道府県・指定都市に設置

第4 補則

- (1) 国民に対する普及及び啓発(第21条)
 学校、地域、家庭、職場等を通じた啓発活動
- (2) 専門的知識を有する人材の確保等(第23条)
 専門的知識を有する人材の確保・養成・資質の向上を図るため、個々の発達障害者の特性等に関する理解を深めるための研修等を実施
- (3) 調査研究(第24条)
 性別、年齢等を考慮しつつ、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、個々の発達障害の原因の究明等に関する調査研究

第5 その他

- (1) 施行期日(附則第1項)
 公布日から3月内の政令で定める日
- (2) 検討(附則第2項)
 国際的動向等を勘案し、知的発達等の疑いがある者等について実態調査を行い、支援の在り方について検討等

81

平成28年生活のしづらさなどに関する調査について (全国在宅障害児・者等実態調査)

1. 事業概要

- 障害者に関する実態調査として、概ね5年毎に実施してきた身体障害児・者実態調査及び知的障害児(者)基礎調査を統合し、新たに精神障害者を調査対象に加え、平成23年に在宅の障害児・者等(これまでの法制度では支援の対象とならない方も含む。)の生活実態とニーズを把握することを目的とした「生活のしづらさなどに関する調査」を実施した。
- 前回調査から5年後となる平成28年においても、障害者施策の検討に資するための基礎資料を得ることを目的として前回調査内容を基礎として実施する。

2. 調査の内容

- (1) 調査事項
 - ①回答者の基本的属性に関する調査項目
 障害の状況、障害の原因、日常生活の支障の状況、年齢及び性別、居住形態、障害者手帳等の種類 等
 - ②現在利用しているサービスと今後利用を希望するサービス
 障害福祉サービス等の利用状況、障害福祉サービスの希望 等
- (2) 調査対象者
 障害児・者及び難病等により日常生活のしづらさが生じている方
- (3) 調査の方法
 - ・調査員が調査地区内の世帯を訪問し、調査の趣旨等を説明の上、調査対象者の有無を確認する。
 - ・調査対象者がいる場合は、調査票を手渡し、記入及び郵送による返送を依頼する自計郵送方式。
 - ・調査票は原則、調査対象者本人が記入する。

3. 調査のスケジュール予定

- ・平成28年12月 調査員による調査を実施
- ・平成29年～ 調査票の集計及び公表に向けたとりまとめ

82